○府中市建築基準法施行細則

平成７年３月31日

規則第８号

（趣旨）

第１条　この細則は、市長が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）及び平成15年国土交通省告示第303号（以下「平成15年国交省告示」という。）に基づき規定すべき事項並びに市長及び建築主事が法、令、規則、平成15年国交省告示及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平30規則50・一部改正）

（申請者等が法人の場合）

第２条　法、令、規則、条例及びこの細則の規定により申請、届出又は報告をする者が、法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

（平12規則15・全改、平25規則33・一部改正）

（確認申請等の取下げ）

第３条　法、令、規則、条例及びこの細則の規定に基づき申請書を提出した者は、建築主事又は市長が確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）をする前に当該申請を取り下げようとするときは、確認・許可・認定申請取下げ届（第１号様式）により建築主事又は市長に届け出なければならない。

２　前項の規定は、法第18条第２項の規定による通知をした者について準用する。

（平11規則23・平27規則46・一部改正）

（建築主の変更等）

第４条　確認等を受けた建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）で、その工事完了前に建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を変更しようとする者は、建築主等変更届（第２号様式）に確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて、完了検査申請書を提出する前に建築主事又は市長に届け出なければならない。

２　建築主は、建築物の確認申請書を提出する場合において、工事監理者を定めていないときは当該建築物の工事に着手する３日前までに、工事監理者を変更したときは変更し

た日から３日以内に、工事監理者届（第３号様式）に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

３　建築主等は、建築物等の確認申請書を提出する場合において、工事施工者を定めていないときは当該建築物等の工事に着手する３日前までに、工事施工者を変更したときは変更した日から３日以内に、工事施工者届（第４号様式）に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

４　市長又は建築主事は、前３項の規定により添付した確認済証等を、届出を受理した日から７日以内に建築主等に返還するものとする。

５　前４項の規定は、法第18条第２項の規定による通知をした者について準用する。

（平11規則23・平27規則46・一部改正）

（指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告）

第４条の２　法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、法第６条の２（法第87条第１項、第87条の２並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けた建築物等の建築主等、工事監理者又は工事施工者の変更又は選任の届出を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（平11規則23・追加、平12規則15・一部改正）

（工事の取りやめ）

第５条　確認等を受けた建築物等の建築主等は、その工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（第５号様式）に確認済証等を添えて、市長又は建築主事に届け出なければならない。

２　市長又は建築主事は、前項の規定により添付した確認済証等を、届出を受理した日から７日以内に建築主等に返還するものとする。

３　前２項の規定は、法第18条第２項の規定による通知に係る建築物等の工事を取りやめようとする者について準用する。

（平11規則23・平27規則46・一部改正）

（確認申請書に添付する図書及び調書）

第６条　建築物の確認申請書又は法第18条第２項の規定による通知に係る建築物の計画通知書には、条例の規定に適合するものであることについて確認を受けるために、別表に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において建築物が工場である場合は、同表に掲げる図書のほか、工場調書（第６号様式）を添付しなければならない。

２　前項の規定は、建築設備若しくは工作物の確認申請書又は法第18条第２項の規定による通知に係る建築設備若しくは工作物の計画通知書について準用する。

（平27規則46・一部改正）

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定）

第７条　法第８条第２項第２号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（５階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、３階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。）とする。

（令元規則28・全改）

（標識の設置による公示等）

第８条　法第９条第13項の規定に基づく標識は、建築基準法による命令の公示（第７号様式）とする。

２　法第88条第１項から第３項までの規定により準用する法第９条第13項の規定に基づく標識は、建築基準法による命令の公示（第７号様式の２）とする。

３　規則第４条の17の規定により市長が定める公告の方法は、府中市公示式規則（昭和52年12月府中市規則第22号）に規定する方法とする。

（平13規則26・平15規則９・一部改正）

（定期報告を要する建築物の指定等）

第９条　法第12条第１項の規定に基づき令第16条第１項各号に定める建築物に係る規則第５条第１項の規定により定める報告の時期は、次の表の（ア）欄に掲げる用途ごとに、当該建築物に係る法第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証（以下この条において「検査済証」という。）の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表（イ）欄に掲げるとおりとする。

	（ア）	（イ）
	用途	報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
2	旅館又はホテル	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が2000平方メートルを超

		えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
3	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)	昭和59年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が3000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(平成28年国土交通省告示第240号(以下この表及び次項の表において「告示」という。)第1第2項第2号から第9号までに掲げるものに限る。)	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く。)	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
6	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	昭和59年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
7	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(告示第1第2項第1号に掲げるものに限る。)	昭和60年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで

２　法第12条第１項の規定により指定する建築物は、次の表の(ア)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表(イ)欄に掲げる規模又は階のもの(ただし、前項に規定するものを除く。)とし、規則第５条第１項の規定により定める報告の時期は、当該建築物に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(ウ)欄に掲げるとおりとする。

	（ア）	（イ）	（ウ）
	用途	規模又は階	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、主階が1階にないもので床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が3以上のものに限る。）又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
2	観覧場（屋外観覧席のものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの（平家建てで、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が400平方メートル未満の集会場を除く。）又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
3	旅館又はホテル	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。）又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
4	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについ

			ては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
5	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等(告示第1第2項第2号から第9号までに掲げるものに限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。)又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
5の2	令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等(告示第1第2項に掲げるものを除く。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。)又は3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
6	学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
8	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
9	下宿、共同住宅又は寄	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	平成9年を始期と

	宿舎	るもので5階以上の階にあるもの	し、3年ごとの5月1日から10月31日まで
9の2	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(告示第1第2項第1号に掲げるものに限る。)	地階又は3階以上の階にあるもの	平成9年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
10	9に掲げる用途と1から8までに掲げる用途の一以上とを併せるもの(1から9までの項(ア)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(イ)欄に掲げる規模又は階のものを除く。)	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
11	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(5階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、3階以上の階にあるものに限る。)	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
12	1から8までに掲げる用途の二以上を併せるもの(1から8まで及び10の項(ア)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(イ)欄に掲げる規模又は階のものを除く。)	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで

13	1から12までに掲げる用途(ただし、11の用途の場合は、階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。)のいずれかを有する地下街	床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで

備考

(1)　この表の(イ)欄及び(ウ)欄において、地階若しくは3階以上の階にあるもの、3階以上の階にあるもの、5階以上の階にあるもの又は地階又は3階以上の階にあるものとは、それぞれ地階若しくは3階以上、3階以上、5階以上又は地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。ただし、その用途に供する床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のものは、階数が3以上のものに限る。

(2)　この表の9の項及び10の項(ア)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、定期報告の対象から除く。

(平12規則43・平15規則34・平28規則47・令元規則28・一部改正)

(建築物の定期報告)

第１０条　法第12条第１項の規定により行う建築物の敷地、構造及び建築設備に関する報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準は、市長が別に定めるところによるものとする。

２　法第12条第１項の規定による報告は、定期調査報告書(第８号様式)に、市長が別に定める調査結果表を添付して行わなければならない。

３　前項の報告書は、報告の日前３月以内に調査し、作成したものでなければならない。

４　法第12条第１項の規定により報告の対象となる建築物を除却し、又は使用を休止(当該建築物について、最後に同項の規定による報告を行つた日の翌日から起算して１年(前条第１項の表２の項から７の項まで及び同条第２項の表の３の項から12の項までに掲げる建築物にあつては、３年)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、建築物除却・使用休止届(第８号様式の２)により、市長に届け出なければならない。

５　前条の規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした建築物については、当該届出の日から当該建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第１項の規定による報告を要しない。

６　第４項の規定による休止の届出をした建築物を再使用しようとするときは、使用する日の３日前までに、建築物再使用届（第８号様式の３）に規則第５条第３項及び第４項に定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（平15規則34・平19規則12・平20規則44・平28規則47・一部改正）

（定期報告を要する特定建築設備等の指定）

第１１条　法第12条第３項に規定する特定建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）のうち、同項の規定に基づき指定するものは、次に掲げるものとする。

(1)　法第12条第１項の規定により報告の対象となる建築物に設ける建築設備のうち次に掲げるもの

ア　法第28条第２項ただし書の換気設備又は同条第３項の規定により設ける換気設備（自然換気設備を除く。）

イ　法第35条の排煙設備又は令第129条の13の３第13項に規定する構造を有する非常用エレベーターの昇降路若しくは乗降ロビーに設ける排煙設備で、排煙機又は送風機を有するもの

ウ　法第35条の非常用の照明装置

エ　法第36条の規定により設ける給水又は排水の配管設備で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるもの

(2)　第９条第２項に規定する建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）

（平12規則15・平12規則43・平15規則34・平19規則12・平28規則47・一部改正）

（特定建築設備等の定期報告の時期等）

第１２条　法第12条第３項の規定により報告の対象となる特定建築設備等及び令第138条の３に規定する昇降機等（以下「報告対象特定建築設備等」という。）に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、市長が別に定めるところによるものとする。

２　法第12条第３項の規定により報告の対象となる特定建築設備等（令第16条第３項第２号及び前条第２号に定める防火設備を除く。）に係る規則第６条第１項の規定により定める報告の時期は、当該特定建築設備等に係る法第７条第５項又は第７条の２第５項の

規定による検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して２年を経過する日までに１回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して１年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して１年を経過する日まで)に１回とする。ただし、規則第６条第１項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して３年を経過する日までに１回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して３年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して３年を経過する日まで)に１回とする。

３　法第12条第３項の規定により報告の対象となる特定建築設備等のうち、令第16条第３項第２号及び前条第２号に定める防火設備に係る規則第６条第１項の規定により定める報告の時期は、次の表の(ア)欄に掲げる用途ごとに、当該防火設備に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(イ)欄に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、あらかじめその旨を申し出ることにより、同表(イ)欄に掲げる時期以外の時期に報告することができるものとする。

	(ア)	(イ)
	用途	報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	毎年4月1日から10月31日まで
2	旅館又はホテル	毎年4月1日から11月30日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで
3	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	毎年4月1日から翌年の1月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等、学	毎年4月1日から11月30日まで

	校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	
5	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの	毎年4月1日から翌年の1月31日まで
6	下宿、共同住宅又は寄宿舎	毎年4月1日から9月30日まで
7	第9条第2項の表10の項に掲げる建築物	毎年4月1日から11月30日まで
8	第9条第2項の表12の項に掲げる建築物	毎年4月1日から翌年の1月31日まで
9	第9条第2項の表13の項に掲げる建築物	毎年4月1日から10月31日まで

４　令第138条の３に規定する昇降機等に係る規則第６条の２の２第１項の規定により定める報告の時期については、第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「２年」とあるのは「１年」と、「１年」とあるのは「６月」と読み替えるものとする。

５　報告対象特定建築設備等について、第10項に定める再使用をする場合における規則第６条第１項及び第６条の２の２第１項の規定により定める報告の時期については、前３項の規定を準用する。この場合において、第２項中「法第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは「第10項の規定による届出を行つた日」と読み替えるものとする。

６　規則第６条第３項に規定する報告書は、報告の日前１月以内に検査し、作成したものでなければならない。

７　規則第６条第４項の規定により定める書類は、市長が別に定める建築物概要書とする。

８　報告対象特定建築設備等を廃止し、又は使用を休止（当該報告対象特定建築設備等について、最後に法第12条第３項の規定による報告を行つた日の翌日から起算して１年（令第138条の３に規定する昇降機等にあつては、６月）を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）したときは、遅滞なく、特定建築設備等廃止・使用休止届（第

11号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、建築物の全部を除却することに伴い、除却した建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、建築物除却・使用休止届を市長に届け出た場合はこの限りでない。

９　第２項から第４項までの規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした報告対象特定建築設備等については、当該届出の日から当該報告対象特定建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第３項の規定による報告を要しない。

１０　第８項の規定による休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の３日前までに、特定建築設備等再使用届(第11号様式の２)に規則第６条第３項及び第４項又は第６条の２の２第３項及び第４項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(平11規則23・平15規則34・平19規則12・平20規則44・平28規則47・令元規則28・一部改正)

(所有者等の変更)

第１２条の２　規則第５条第３項、第６条第３項又は第６条の２の２第３項の規定により報告をした所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、所有者、管理者又は報告をした建築物の名称を変更したときは、遅滞なく、建築物等の所有者等変更届(第11号様式の３)により、市長に届け出なければならない。

(平19規則12・追加、平20規則44・平28規則47・一部改正)

(定期報告に係る書類の保存期間)

第１２条の３　規則第６条の３第５項第２号の規定による保存期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該期間の起算の日は、当該書類を受理した日の属する年度の翌年度の初日とする。

(1)　規則第５条第３項に規定する書類　３年間。ただし、第９条の規定による報告の時期が毎年となる建築物については、１年間

(2)　規則第６条第３項に規定する書類　１年間。ただし、第11条第１号に規定する建築設備については３年間、令第138条第２項第２号及び第３号に規定する遊戯施設については５年間

２　前項の規定にかかわらず、規則別記第36号の３様式による定期調査報告概要書並びに別記第36号の５様式、第36号の７様式、第36号の９様式及び第36号の11様式による定期検査報告概要書の保存期間は、当該書類を受理した日から当該建築物が滅失し、又は除

却される日までとする。

（平20規則44・追加、平22規則42・平28規則47・一部改正）

（建築工事施工計画の報告）

第１３条　法第６条第１項第３号に規定する建築物のうち、地階を除く３以上の階数を有するもので延べ面積が500平方メートルを超えるものの工事監理者及び工事の施工者は、法第12条第５項の規定に基づき、当該工事に着手する前に、建築工事施工計画報告書（第12号様式）に、次の表の（ア）欄に掲げる建築材料の種類ごとに、同表（イ）欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類を添えて、市長に工事の施工計画を報告しなければならない。

	（ア）	（イ）
	建築材料の種類	事項
1	鉄骨	(1)　鋼材等の規格及び試験計画 (2)　鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	(1)　コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2)　レデイミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3)　コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4)　コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (5)　コンクリートの試験計画及び試験機関の名称 (6)　コンクリートの施工条件及び養生計画
3	鉄筋	(1)　鉄筋の規格及び試験計画 (2)　鉄筋の継手工法、施工計画及び当該継手工法の工事施工者の氏名 (3)　鉄筋継手の試験計画及び試験機関の名称

２　前項の場合において、当該建築物の工事が次の表の（ア）欄に掲げる工事を含むときは、同欄に掲げる工事の種類ごとに、同表（イ）欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類を添付しなければならない。

	（ア）	（イ）
	工事の種類	事項
1	軽量コンクリート	(1)　軽量コンクリートの使用箇所

	工事	(2)　軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称 (3)　軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4)　軽量コンクリートの製造方法 (5)　軽量コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (6)　軽量コンクリートの施工条件及び養生計画
2	溶接工事	(1)　溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2)　溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別 (3)　溶接工法の種類、使用材料及び設備 (4)　溶接工の技量資格 (5)　鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工方法及び所要条件 (6)　溶接工事の工程に対応した試験及び検査の方法
3	高力ボルト接合工事	(1)　高力ボルト接合工事施工者の氏名 (2)　高力ボルトセットの製造者の氏名 (3)　高力ボルトセットの種類 (4)　摩擦係数その他の所要条件 (5)　摩擦面の処理方法、ボルトの締付け方法その他の施工方法及び所要条件 (6)　高力ボルトセットの品質及び検査方法 (7)　高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の方法

（平11規則23・平12規則43・平14規則12・平19規則12・平20規則44・平22規則42・平30規則50・一部改正）

（事故に係る報告）

第１３条の２　木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが９メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で２以上の階数を有するものに係る建築、修繕、模様替又は除却のための工事に起因する敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が危害を受けた事故が発生した場合は、当該工事の工事施工者は、法第12条第５項の規定に基づき、直ちに事故報告書（速報）（第12号様式の２）により、事故の状況を市長に報告しなければならない。

２　前項の事故が発生したときは、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに設計者、工事管理者及び工事施工者は、法第12条第５項の

規定に基づき、速やかに事故報告書(詳細)(第12号様式の３)により、事故の詳細を市長に報告しなければならない。

３　法第６条第１項第１号又は令第16条に掲げる建築物の所有者、管理者又は占有者は、法第12条第５項の規定に基づき、当該建築物又は建築設備に起因する死者又は重傷者(負傷の治療に要する期間が30日以上の負傷者をいう。)が生じた事故が発生した場合は、直ちに事故報告書(速報)により、事故の状況を市長に報告し、事故報告書(詳細)により、事故の詳細を報告しなければならない。

４　前３項の規定は、法第88条第１項から第３項までに規定する工作物に準用する。

(平19規則12・追加、平20規則44・旧第13条の３繰上・一部改正)

(許可申請書)

第１４条　法又は条例の許可を受けようとする者は、規則に定めのある場合を除き、許可申請書(第13号様式)の正本及び副本に、それぞれ、建築物にあつては次の表に掲げる図書及び工場調書(工場以外の建築物の場合を除く。)並びに理由書その他必要な資料を、工作物にあつては規則第３条第２項の表に掲げる図書及び理由書その他必要な資料を添えて提出しなければならない。ただし、確認申請書又は他の法令による申請書若しくは届書を添えて提出するときは、重複する図書を省略することができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

２　市長は、前項の規定による申請について許可をしたときは、許可通知書(第14号様式)に、前項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

(平11規則23・平12規則43・一部改正)

(認定申請書)

第１５条　法第３条第１項第４号、平成15年国交省告示第２号又は条例の認定を受けようとする者は、認定申請書(第15号様式)の正本及び副本に、それぞれ、前条第１項の表に

掲げる図書その他必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(第16号様式)に、前項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

(平11規則23・平12規則43・平30規則50・一部改正)

(認定申請書又は許可申請書に添付する図書)

第１５条の２　規則第10条の４の２第１項の規定に基づき定める図書は、第14条第１項の表に掲げる図書その他必要な図書とする。

２　規則第10条の16第１項第４号及び第10条の21第１項第３号の規定に基づき定める図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　当該申請に係る土地の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書

(2)　当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書(以下「登記事項証明書」という。)

(3)　公図の写し

３　規則第10条の16第２項第３号の規定に基づき定める図書は、法第86条第10項の公告対象区域内における法第86条の２第１項の一敷地内認定建築物又は同条第３項の一敷地内許可建築物とそれ以外の建築物の位置及び構造に関する計画を規則第10条の18に定める計画書に記載したものとする。

４　規則第10条の16第３項第３号の規定に基づき定める図書は、法第86条第10項の公告対象区域内における法第86条の２第１項の一敷地内認定建築物及びそれ以外の建築物の位置及び構造に関する計画を規則第10条の18に定める計画書に記載したものとする。

５　規則第10条の23第６項の規定に基づき定める図書及び書類は、法第86条の８の認定に係る建築物の計画における工事ごとの計画(法第６条の３第１項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することについて、他の工事の計画の図書又は書類をもって確認できる場合を除く。)に構造計算適合性判定を受けて交付された法第６条の３第７項の適合判定通知書又はその写し並びに規則第３条の７第１項第１号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類とし、法第86条の８の認定に係る建築物の計画が、法第６条の３第１項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合に提出するものとする。

(平11規則23・追加、平12規則15・平13規則33・平15規則34・平17規則５・平19規則12・平27規則46・平30規則50・一部改正)

(完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

第１５条の３　規則第４条第１項第６号(規則第８条の２第13項において準用する場合を

含む。)及び規則第４条の８第１項第４号(規則第８条の２第17項において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書(第16号様式の２。地階を除く３以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の３)及び次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1)　法第７条第１項若しくは第18条第16項の規定による完了検査又は法第７条の３第１項若しくは第18条第19項の規定による中間検査の場合　次の表の(ア)欄に掲げる建築材料又は工事の種類ごとに、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類

	(ア)	(イ)
	建築材料又は工事の種類	事項
1	鉄骨	(1)　鋼材等の規格及び試験結果 (2)　鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	(1)　コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2)　レデイミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3)　コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4)　コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (5)　コンクリートの試験結果及び試験機関の名称 (6)　コンクリートの施工条件及び養生方法
3	鉄筋	(1)　鉄筋の規格及び試験結果 (2)　鉄筋の継手工法、施工結果及び当該継手工法の工事施行者の氏名 (3)　鉄筋の継手の試験結果及び試験機関の名称
4	木材	(1)　木材の種類及び等級 (2)　接合金物の種類及び規格
5	軽量コンクリート工事	(1)　軽量コンクリートの使用箇所 (2)　軽量コンクリートの骨材及び製造会社の名称 (3)　軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質

		及び所要条件 (4)　軽量コンクリートの製造方法 (5)　軽量コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (6)　軽量コンクリートの施工条件及び養生方法
6	溶接工事	(1)　溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2)　溶接工事施行者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別 (3)　溶接工法の種類、使用材料及び設備 (4)　溶接工の技量資格 (5)　鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工結果及び所要条件 (6)　溶接工事の工程に対応した試験及び検査の結果
7	高力ボルト接合工事	(1)　高力ボルト接合工事施工者の氏名 (2)　高力ボルトセットの製造者の氏名 (3)　高力ボルトセットの種類 (4)　摩擦係数その他の所要条件 (5)　摩擦面の処理方法、ボルトの締付け方法その他の施工方法及び所要条件 (6)　高力ボルトセットの品質及び検査結果 (7)　高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の結果

(2)　法第７条の２第１項の規定による完了検査又は法第７条の４第１項の規定による中間検査の場合　第13条第１項に規定する建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し(地階を除く３以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。)並びに前号の表の(ア)欄に掲げる建築材料又は工事の種類ごとに、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類

２　前項の規定は、法第７条の５の適用を受ける法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物には適用しない。

３　規則第４条第１項第６号の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1)　法第６条第１項及び第18条第２項(法第87条の２において準用する場合を含む。)に規定する建築物(法第７条の５の適用を受ける法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物を除く。)に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。)　建築設備工事監理状況報告書(第16号様式の４。地階を除く３以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の５)並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

(2)　令第129条の３第１項に掲げる昇降機又は令第138条第２項第１号に掲げる乗用エレベーター若しくはエスカレーター　昇降機工事監理状況報告書(第16号様式の６)及び市長が別に定める昇降機工事監理状況調書

(3)　令第138条第２項第２号又は第３号に掲げる遊戯施設　遊戯施設工事監理状況報告書(第16号様式の７)及び市長が別に定める遊戯施設工事監理状況調書

(4)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「建築物省エネ法」という。)第11条第１項に規定する特定建築行為に係る建築物　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める書類

ア　標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この号において「省令」という。)第１条第１項第１号イに規定する基準により評価する方法をいう。)により建築物省エネ法第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)を受けた場合　省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)(第16号様式の８)及び市長が別に定める省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)

イ　モデル建物法(省令第１条第１項第１号ロに規定する基準により評価する方法をいう。)により適合性判定を受けた場合　省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)(第16号様式の９)及び市長が別に定める省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)

ウ　ア又はイの場合において、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ法第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。)について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第５号)第３条(第７条第２項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更を行った場合　建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(第16号様式の10)

（平12規則43・追加、平14規則12・平20規則44・平22規則42・平25規則33・平27規則46・平29規則34・平30規則50・一部改正）

（道路の指定等の申請書）

第１６条　法第42条第１項第４号の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書（第17号様式）の正本及び副本に、それぞれ、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請図（第18号様式）及び事業の執行計画を示す図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

２　法第42条第１項第５号の規定による道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請図及び次に掲げる図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

(2)　登記事項証明書

３　法第42条第２項の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　付近見取図

(2)　地籍図

(3)　前２号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

４　法第42条第３項の規定による水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、水平距離の指定・指定変更・指定取消申請書（第19号様式）の正本及び副本に、それぞれ、水平距離の指定・指定変更・指定取消申請図（第20号様式）及び第２項各号に掲げる図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

（平22規則42・全改）

（道路の指定等の変更又は取消しの告示）

第１７条　市長は、法第42条第１項第４号若しくは第５号、第２項若しくは第４項又は法第68条の７第１項の規定による道路等の指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

(1)　指定に係る道路の種類

(2)　指定の変更又は取消しの年月日

(3)　指定に係る道路の位置

(4)　指定に係る道路の延長及び幅員

２　市長は、法第42条第３項の規定による水平距離の指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

(1)　水平距離の指定の変更又は取消しの年月日

(2)　水平距離の指定に係る道路の部分の位置

(3)　水平距離の指定に係る道路の部分の延長

(4)　水平距離

（平22規則42・全改）

（道路の指定等の通知）

第１７条の２　市長は、第16条第１項若しくは第３項の申請に基づく道路の指定若しくは指定の変更若しくは取消し又は同条第２項の申請に基づく道路の位置の指定若しくは指定の変更若しくは取消しをしたときは、道路（位置）の指定・指定変更・指定取消通知書（第21号様式）に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

２　市長は、第16条第４項の申請に基づく水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しをしたときは、水平距離の指定・指定変更・指定取消通知書（第22号様式）に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

（平22規則42・追加）

（私道の変更又は廃止の届出）

第１７条の３　法第42条第１項第３号の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする道路の管理者は、変更し、又は廃止しようとする日の14日前までに、私道変更・廃止届出書（第22号様式の２）に次に掲げる図書を添えて、市長に届け出るものとする。

(1)　付近見取図

(2)　地籍図

(3)　登記事項証明書

（平22規則42・追加）

（開発区域内等の私道の変更又は廃止）

第１８条　道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項、同法第34条の２若しくは同法第35条の２の開発許可等を受けた開発区域内若しくは同法第65条第

１項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成９年法律第49号)による防災街区整備事業の施行地区内で、当該開発行為又は事業の工事に着手する者(以下「事業者等」という。)は、当該地区内に存在する法第42条第１項第３号の規定による道路の変更若しくは廃止又は第５号の規定による道路の位置若しくは同条第２項の規定による道路若しくは同条第３項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しについて、市長と協議をすることができる。

２　前項の協議の手続については、第16条及び前条の規定を準用する。

３　第１項の場合においては、同項の市長と事業者等との協議が成立することをもつて、法第42条第１項第３号の規定による道路の変更若しくは廃止又は同項第５号の規定による道路の位置、同条第２項の規定による道路若しくは同条第３項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しがあつたものとみなす。

４　前項の場合においては、第17条及び第17条の２の規定を準用する。

(平22規則42・全改)

(道路の位置の標示)

第１９条　第16条第２項の規定による道路の位置の指定又は指定の変更を求める者は、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしておかなければならない。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート又は石のくいによりその位置を標示することができる。

２　前項の規定は、第16条第４項の規定による水平距離の指定又は指定の変更を求める場合について準用する。

３　前２項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。

(平22規則42・一部改正)

第２０条　削除

(平15規則９)

(建蔽率の緩和)

第２１条　法第53条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地は、その周辺の３分の１以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接し、かつ、次の各号に掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

(1)　２つの道路(法第42条第２項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)がぐう角120度未満で交わる角敷地

(2)　幅員がそれぞれ８メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が35メートルを超えないもの

(3)　公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前２号に掲げる敷地に準ずるもの

(平13規則33・令５規則48・一部改正)

(道路面と地盤面に高低差のある場合)

第２２条　令第135条の２第１項の規定の適用に当たつて、同条第２項の規定により緩和できる範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1)　前面道路と敷地との境界線からの水平距離が、次式によつて計算された数値ｓを超える敷地内の区域については、その前面道路は敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。

ア　第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域又は準住居地域内にあつては

ｓ＝７メートル＋(２／５)H

イ　アに掲げる地域以外の地域にあつては

ｓ＝６メートル＋(１／３)H

(ア及びイの式において、Hは、敷地の地盤面と前面道路の高さの差とする。)

(2)　２以上の前面道路のある敷地で、前号の区域以外の区域にあつては、幅員が最大の前面道路と敷地の境界線からの水平距離が、その前面道路の幅員の２倍以内で、かつ、35メートル以内の区域及びその他の前面道路の中心から10メートルを超える区域については、幅員が最大の前面道路より低いすべての前面道路は、次のア又はイの高さまで緩和することができる。

ア　幅員が最大の前面道路が敷地の地盤面より高い場合は、敷地の地盤面の高さ

イ　ア以外の場合は、幅員が最大の前面道路の高さ(令第135条の２第１項の規定によつて緩和できる場合は、その高さ)

(敷地面積の規模)

第２３条　令第130条の10第２項ただし書の規定により市長が定める規模は、1,000平方メ

ートルとする。

２　令第136条第３項ただし書の規定により市長が定める規模は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

地域		敷地面積の規模
(1)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1,000平方メートル
(2)	(1)に掲げる地域以外の用途地域	500平方メートル

（建築物の後退距離の算定の特例）

第２４条　令第130条の12第５号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第１項第４号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他令第145条第２項に定める建築物に接続して一体的に建築する部分とする。

（建築協定認可申請）

第２５条　建築協定の認可申請は、建築協定認可申請書（第23号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1)　法第70条に規定する建築協定書

(2)　建築協定区域、建築協定区域隣接地（建築協定区域隣接地を定める場合に限る。次条において同じ。）、建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面

(3)　認可の申請人が、建築協定をしようとする者の代表であることを証する書類

(4)　建築協定をしようとする理由書

(5)　法第69条の土地の所有者等（法第77条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいい、土地区画整理法第98条第１項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第83条において準用する場合を含む。以下この号、第30条及び第31条において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者（以下この号において「従前の土地の所有者及び借地権者」という。）をいう。以下「土地の所有者等」と総称する。）の全員の住所、氏名及び建築協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。次項、次条、第29条及び第31条において同じ。）並びに土地区画整理法第98条第１項の規定により仮換地として指定されたこと又は仮換地について仮に借

地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定したことを土地区画整理事業の施行者が証する書類(従前の土地の所有者及び借地権者に限る。以下「仮換地証明書」という。)

２　法第76条の３による建築協定を定めようとする場合の建築協定認可申請は、建築協定認可申請書に前項第１号、第２号及び第４号に掲げる図書並びに土地の所有者の印鑑登録証明書及び登記事項証明書を添えて行うものとする。

(平11規則23・平17規則５・一部改正)

(建築協定変更・廃止認可申請)

第２６条　建築協定の変更又は廃止の認可の申請をしようとする者は、建築協定変更・廃止認可申請書(第24号様式)に次の各号に掲げる図書(建築協定を廃止しようとする場合においては、第１号に規定する書類及び図面を除く。)を添えて行うものとする。

(1)　建築協定の変更書及び建築協定区域、建築協定区域隣接地又は建築物に関する基準の変更を表示する図面

(2)　法第73条第１項(法第74条第２項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けた建築協定書

(3)　認可の申請人が、建築協定を変更又は廃止しようとする者の代表者であることを証する書類

(4)　建築協定を変更又は廃止しようとする理由書

(5)　土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意(廃止しようとする場合においては、廃止に関する過半数の合意)を示す書類、当該合意をした者の印鑑登録証明書並びに土地の所有者等の全員の登記事項証明書及び仮換地証明書

(平11規則23・平17規則５・一部改正)

(建築協定の認可並びに変更又は廃止の認可の申請)

第２７条　法第70条第１項の規定により建築協定の認可の申請をしようとする代表者又は法第76条の３第２項の規定により建築協定の認可の申請をしようとする者は、第25条に規定する建築協定認可申請書に写し３部(第１号、第２号及び第４号に規定する図書を添付したもの)を添えて、法第74条第１項若しくは第76条第１項の規定により建築協定を変更又は廃止しようとする者は、前条に規定する建築協定変更・廃止認可申請書に写し３部(第１号、第２号及び第４号に規定する図書を添付したもの)を添えて、市長に提出しなければならない。

（認可通知書の通知）

第２８条　市長は、前条の規定による建築協定に関する認可の申請について認可したときは、建築協定の認可にあつては建築協定認可通知書（第25号様式）に前条の建築協定認可申請書の写しを添えて、建築協定の変更又は廃止の認可にあつては建築協定変更・廃止認可通知書（第26号様式）に前条の建築協定変更・廃止認可申請書の写しを添えて、申請者に通知する。

（平12規則43・一部改正）

（一人建築協定が効力を有することとなつた場合の手続）

第２９条　法第76条の３第１項による建築協定の設定者は、当該建築協定が効力を有することとなつたときは、直ちに一人建築協定が効力を有することとなつた旨の届（第27号様式）に、新たに土地の所有者等となつた者の印鑑登録証明書、登記事項証明書、仮換地証明書及び当該土地の位置を表示した図面を添えて市長に届け出なければならない。

（平11規則23・平17規則５・一部改正）

（借地権が消滅する場合等の届出）

第３０条　法第74条の２第３項に基づく届出は、借地権消滅等届（第28号様式）に次の各号のいずれかの書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に届け出なければならない。

(1)　借地権が消滅したことを証する書類

(2)　土地区画整理法第98条第１項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第１項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第72条第１項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第３項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたことを土地区画整理事業の施行者が証する書類

（平11規則23・一部改正）

（建築協定の認可等の公告があつた日以後建築協定に加わる手続）

第３１条　法第75条の２第１項に規定する土地の所有者（土地区画整理法第98条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）は、建築協定加入届（第29号様式）に印鑑登録証明書、登記事項証明書、仮換地

証明書及び当該土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出するものとする。ただし、土地の共有者については、その持分が過半に達する者の代表者が、それらの者の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類、当該土地の位置を表示する図面、印鑑登録証明書、登記事項証明書並びに仮換地証明書を添えて市長に提出するものとする。

２　法第75条の２第２項に規定する土地の所有者等は、建築協定加入届に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

(1)　建築協定区域隣接地を表示する図面

(2)　届出人が建築協定に加わる者の代表者であることを証する書類

(3)　建築協定区域隣接地内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書並びに仮換地証明書

（平11規則23・平17規則５・一部改正）

（建築協定に関係のある図書の提出）

第３２条　市長は、特に必要があると認めるときは、建築協定に関係のある図書の提出を求めることができる。

（垂直積雪量）

第３２条の２　令第86条第３項の規定により市長が定める垂直積雪量は、0.35メートルとする。ただし、平成12年建設省告示第1,455号第２に掲げる式中、「区域の標準的な標高」とあるのを「敷地の標準的な標高」と、「区域の標準的な海率」とあるのを「敷地の標準的な海率」と読み替えて計算した垂直積雪量の数値が0.35メートル未満の場合は、当該数値とする。

（平12規則43・追加）

（採光に有効な部分の面積の算定方法）

第３２条の３　平成15年国交省告示第２号の規定により市長が定める基準は、次の各号に定める基準とする。

(1)　２以上の居室（相互に連続するものをいう。以下同じ。）のうち、居室の窓その他の開口部で令第20条第１項に規定する採光に有効な部分の面積の合計が当該居室の床面積の５分の１に満たない居室（以下「特定居室」という。）にあつては、次のア及びイを満たすこと。

ア　当該特定居室の床面積の20分の１以上の面積を有する直接外気に接する採光上支障のない窓その他の開口部を設けること。

イ　床面において200ルクス以上の照度を確保することができる証明設備を設けること。

(2)　２以上の居室において、各居室を区画する壁は、次のア及びイを満たすこと。ただし、開口部を設けないこととしたときに、２以上の居室の一体的な利用及び採光に支障がないと市長が認める壁については、この限りでない。

ア　当該壁に接する居室間を直接行き来するための出入口を設けること。

イ　採光上支障のない窓その他の開口部(特定居室を区画する壁にあつては壁ごとの当該開口部の面積(アに規定する出入口に採光上支障ない部分があるときは当該部分の面積を含む。以下イにおいて同じ。)の合計が当該特定居室の床面積の５分の１以上かつ当該壁の面積の２分の１以上であるものとし、その他の壁にあつては壁ごとの当該開口部の面積の合計が当該壁の面積の２分の１以上であるものとする。)を設けること。

(3)　２以上の居室のうち、特定居室の数は２を超えないこと。

(4)　２以上の居室には、保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室以外の居室を含まないこと。

(平30規則50・追加)

(建築計画概要書等の閲覧場所、閲覧日及び閲覧時間)

第３３条　建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書(以下「概要書等」という。)の閲覧場所は、府中市都市整備部建築指導課(以下「閲覧所」という。)とする。

２　概要書等の閲覧日は、府中市の休日に関する条例(平成元年３月府中市条例第11号)第１条第１項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前８時30分から午後５時までとする。

３　市長は、概要書等の整理その他の理由により必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。

４　前項の規定により臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。

(平11規則23・平17規則13・平19規則12・一部改正)

(閲覧申込票の提出)

第３４条　概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等のうち、建築計画概要書、築造計

画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書にあつては建築(築造)計画概要書等閲覧申込票(第30号様式)を、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書にあつては定期報告概要書閲覧申込票(第31号様式)を市長に提出しなければならない。

(平11規則23・平19規則12・一部改正)

(閲覧所以外の閲覧禁止)

第３５条　概要書等は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

(平11規則23・一部改正)

(閲覧の停止又は禁止)

第３６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)　この規則又は係員の指示に従わない者

(2)　概要書等を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者

(3)　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4)　建築物又は工作物を特定しない者

(平11規則23・一部改正)

付　則

(施行期日)

１　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成４年法律第82号)第１条の規定による改正後の都市計画法第２章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、第22条第１項ア中「第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域又は準住居地域」とあるのは「第１種住居専用地域、第２種住居専用地域又は住居地域」と、

第23条中「

第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域

」とあるのは「

第1種住居専用地域

」と読み替えるものとする。

付　則(平成11年６月30日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成11年９月30日規則第31号)

この規則は、平成11年10月１日から施行する。

付　則(平成12年３月31日規則第15号)

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

付　則(平成12年９月１日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成13年６月１日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成13年９月25日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成14年３月28日規則第12号)

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

付　則(平成15年３月26日規則第９号)

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

付　則(平成15年12月１日規則第34号)

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第10条第１項及び第15条の２並びに第８号様式の改正規定並びに次項及び付則第３項の規定は、公布の日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則第９号様式及び第10号様式による用紙については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正前の府中市建築基準法施行細則第９号様式及び第10号様式による用紙に代えて、それぞれ使用することができる。

３　付則第１項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成16年３月31日までの間は、同項ただし書の規定による改正後の府中市建築基準法施行細則第８号様式の規定にかかわらず、建築物及び建築設備等の定期報告については、なお従前の例によることができる。

付　則(平成17年３月４日規則第５号)

この規則は、平成17年３月７日から施行する。

付　則(平成17年３月31日規則第13号)

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

付　則(平成17年３月31日規則第19号)

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

付　則(平成19年３月19日規則第12号)

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の府中市建築基準法施行細則の規定に基づき提出されている報告書その他の書類は、この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則の様式により提出されたものとみなす。

付　則(平成20年12月17日規則第44号)

１　この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

２　この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則の規定は、施行日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第１項の調査又は同条第３項の検査を開始する者について適用し、施行日前に同法第12条第１項の調査又は同条第３項の検査を開始した者については、なお従前の例による。

付　則(平成22年12月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成25年４月９日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成26年12月25日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成27年５月29日規則第46号)

この規則は、平成27年６月１日から施行する。

付　則(平成28年６月21日規則第47号)

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行し、平成28年６月１日から適用する。

(経過措置)

２　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省第10号)附則第２条第４項の規定により読み替えて適用する同省令による改正後の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第６条第１項に規定する平成28年６月１日から平成31年５月31日までの間に特定行政庁が定める防火設備の報告時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　建築物(この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第９条に規定するものに限る。)に設けられた防火設備

ア　新規則第９条の規定による報告の時期が毎年11月１日から翌年の１月31日までとなる建築物に設けられた防火設備　最初の報告をこの規則の施行の日から平成29年３月31日までに１回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して１年を経過する日まで(前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して１年を経過する日まで)に１回とする。ただし、平成27年４月１日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けた建築物に設けられた防火設備に係る報告については、新規則第12条第２項の規定による。

イ　新規則第９条の規定による報告の時期が３年ごととなる建築物に設けられた防火設備　新規則第９条第１項の表(イ)欄又は第２項の表(ウ)欄に掲げる直近の報告の時期が属する年度内とする。ただし、平成27年４月１日以降に検査済証の交付を受けた建築物に設けられた防火設備に係る報告については、新規則第９条第１項の表(イ)欄又は第２項の表(ウ)欄に掲げる直近の報告の時期が属する年度の末日が検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して２年を経過する日より前である場合は、当該交付を受けた日の翌日から起算して２年を経過する日までに１回とする。

(2)　病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物(前号で対象とするものを除く。)に設けられた防火設備　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に１回とし、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間における報告は要しないものとする。ただし、平成28年４月１日以降に検査済証の交付を受けた建築物に設けられた防火設備については当該交付を受けた日の翌日から起算して２年を経過するまでに１回とする。

３　この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市建築基準法施行細則第８号様式から第８号様式の３まで、第11号様式から第11号様式の３まで及び第31号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付　則(平成28年８月25日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則の規定は、平成28年４月１日から適用する。

付　則(平成29年３月31日規則第34号)

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

付　則(平成30年８月16日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(令和元年11月12日規則第28号)

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市建築基準法施行細則第13号様式、第15号様式及び第18号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付　則(令和３年１月29日規則第２号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(令和４年３月31日規則第37号)

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

付　則(令和５年７月14日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第６条)

確認申請書に添付する図書

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけに接する場所を建築敷地とする建築物	詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
	構造計算書	―
道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物	縦断面図	縮尺並びに道路、地盤及びその高低差
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙に併記	各階及び各興行場ごとの客席の定員及びその算定方法並びに各階の客席の出入口、階段及び建築物の屋外へ通ずる出入口の幅の合計
共同住宅等の用途に		各階の共同住宅の住戸若しくは住室、寄宿舎の寝室又

供する建築物		は下宿の宿泊室の床面積の合計
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細並びに給気口、排気口及び外気取入口の位置及び寸法
条例の第2章第9節の適用を受ける特殊建築物	平面図又は別紙に併記	利用者が使用する居室、浴室、便所(車いす使用者が使用できる便房を含む。)、廊下、直通階段及びエレベータの位置及び寸法

第1号様式(第3条)

確　認
許　可　　申　請　取　下　げ　届
認　定

年　　月　　日

府　中　市　長
又　は
建　築　主　事

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次の申請は、都合により取り下げたいので、府中市建築基準法施行細則第3条第　　項の規定により、届け出ます。

1　申請書提出年月日及び受理番号	年　　月　　日　　第　　号
2　敷地の地名・地番	
3　建築物等の用途	
※受付欄	

注意　1　許可申請及び認定申請(建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。)に係る申請取下げの場合は府中市長宛てに、確認申請に係る申請取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。

2　建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る申請取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。

3　※印のある欄は、記入しないでください。

第2号様式(第4条)

建　築　主　等　変　更　届

年　　月　　日

府　中　市　長
又　は
建　築　主　事

建築主等　住　所
氏　名

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり建築主等を変更したいので、府中市建築基準法施行細則第4条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

1 建築主等	変更前	住　所	電話　　－　　－
		氏　名	
	変更後	住　所	電話　　－　　－
		氏　名	
2 確認・許可・認定の年月日・番号			年　　月　　日　確認第　　号 年　　月　　日　許可第　　号 年　　月　　日　認定第　　号
3 敷地の地名地番			
4 建築物等の用途			
5 変更の期日及び理由			変更の期日　　年　　月　　日 理　　由
※受付欄			

注意　1　許可申請及び認定申請(建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。)に係る建築主等の変更の場合は府中市長宛てに、確認申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事宛てに提出してください。
2　建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事宛てに提出してください。
3　建築主等は、建築物にあっては建築主、建築設備にあっては設置者、工作物にあっては築造主を記入してください。
4　※印のある欄は、記入しないでください。

第３号様式（第４条）

工　事　監　理　者　届

次のとおり工事監理者を選任(解任)したので、府中市建築基準法施行細則第４条第２項の規定により、届け出ます。

年　　月　　日

建築主事

建築主　住　所
氏　名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

⑴ 工事監理者	選任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者
		工事と照合する設計図書	
		資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号
		住所	電話　－　－
		氏名	
		建築士事務所の名称及び所在地	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 電話　－　－
	解任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者
		工事と照合する設計図書	
		資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号
		住所	電話　－　－
		氏名	
		建築士事務所の名称及び所在地	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 電話　－　－
⑵ 確認年月日・番号			年　　月　　日　確認第　　号
⑶ 敷地の地名・地番			
⑷ 建築物の用途			
⑸ 解任の期日及び理由			
※受付欄			

注意　１　※印のある欄は、記入しないでください。
２　代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
３　選任の場合は、建築士免許証の写しを添えてください。

別紙

選任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号
	住所	電話　－　－
	氏名	
	建築士事務所の名称及び所在地	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 電話　－　－
	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号
	住所	電話　－　－
	氏名	
	建築士事務所の名称及び所在地	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 電話　－　－
解任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号
	住所	電話　－　－
	氏名	
	建築士事務所の名称及び所在地	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 電話　－　－
	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号
	住所	電話　－　－
	氏名	
	建築士事務所の名称及び所在地	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 電話　－　－

第4号様式(第4条)

工　事　施　行　者　届

次のとおり工事施行者を選任(変更)したので、府中市建築基準法施行細則第4条第3項の規定により、届け出ます。

年　月　日

建築主事

建築主等　住　所
氏　名
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(1) 工事施工者	選任(変更後)	建設業の許可番号	許可(　　)第　　号
		住　所	電話　—　—
		氏　名	
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	(　　)建築士(　　)登録第　　号
	変更前	建設業の許可番号	許可(　　)第　　号
		住　所	電話　—　—
		氏　名	
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	(　　)建築士(　　)登録第　　号
(2) 確認年月日・番号			年　月　日　確認第　　号
(3) 敷地の地名・地番			
(4) 建築物等の用途			
(5) 変更の期日及び理由			変更の期日　年　月　日 理　由
※受付欄			

注意　1　建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては建造主を記入してください。

2　※印のある欄は、記入しないでください。

第5号様式(第5条)

工　事　取　り　や　め　届

年　　月　　日

府　中　市　長
又　は
建　築　主　事

建築主等　住　所

氏　名

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次の工事を取りやめたいので、府中市建築基準法施行細則第5条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

1　確認・許可・認定の年月日・番号	年　月　日　確認　第　　号 年　月　日　許可　第　　号 年　月　日　認定　第　　号		
2　敷地の地名・地番			
3　建築物等の用途			
4　取りやめの内容		確認 許可 認定　面　積	取りやめ面積
	建　築　面　積	m² m² m² m²	m² m² m² m²
	延　べ　面　積	m² m² m² m²	m² m² m² m²
5　取りやめの理由			
※受付欄			

注意　1　建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る工事取りやめの場合は、建築主事宛てに提出してください。

2　許可申請及び認定申請(建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。)に係る工事取りやめの場合は府中市長あてに、確認申請に係る工事取りやめの場合は建築主事宛てに提出してください。

3　建築主等の欄は、建築物にあっては建築主、建築設備にあっては設置者、工作物にあっては築造主を記入してください。

4　※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式(第6条、第14条)

工　　場　　調　　書

※調査　　年　　月　　日　調査員

※　確認及び許可条項																
(1)　敷地地名地番																
(2)　工場名及び工場主名																
(3)　業種	金属	機械	化学	ガス電気	窯業土石	紡織	製材木工	食品	印刷製本	その他	生産品目					
(4)　作業の概要																
(5)　既設の機械その他の設備	名称		用途		個数	動力数(容量)		名称		用途		個数	動力数(容量)			
(6)　本申請による機械その他の設備	名称		用途		個数	動力数(容量)		名称		用途		個数	動力数(容量)			

		基準時 年月日	現在	本申請による増減	合計	増加率 %
(7)　敷地面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
(8)　建築面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
(9)　床面積の合計	作業場	㎡	㎡	㎡	㎡	
	その他	㎡	㎡	㎡	㎡	
	合計	㎡	㎡	㎡	㎡	
(10)　動力数の合計		kW	kW	kW	kW	
(11)　不適格動力数の合計		kW	kW	kW	kW	
(12)　危険物の容量						
(13)　地域・地区						
(14)　最近の許可・確認		年　月　日許可第　号・確認済証交付者 年　月　日確認第　号				
(15)　備考(不適格の内容等)						

注意　1　(3)の欄は、該当する業種を○で囲んでください。

2　(5)及び(6)の欄に記入できないときは、別紙に記入してください。

3　基準時の欄は、申請時に適格なものは記入する必要はありません。

4　(11)の欄は、不適格の事由が機械の台数又は容器等の容量による場合に、その台数又は容量を記入してください。

5　単位は、メートル法によつて記入してください。

6　※印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式(第8条)

60センチメートル

90センチメートル

建 築 基 準 法 に よ る 命 令 の 公 示

建　築　物　の　所　在　地

建　築　物　の　名　称

命令を受けた者の氏名及び住所

この建築物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第9条の規定に基づき　　を命じたものである。

年　　月　　日

府　中　市　長

(注　意)

1　この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。

2　この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

第7号様式の2(第8条)

60センチメートル

90センチメートル

建 築 基 準 法 に よ る 命 令 の 公 示

工　作　物　の　所　在　地

工　作　物　の　名　称

命令を受けた者の氏名及び住所

この工作物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第9条の規定に基づき　　を命じたものである。

年　　月　　日

府　中　市　長

(注　意)

1　この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。

2　この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

第8号様式(第10条)

(第1面)

整理番号　　—　　—

定期調査報告書

府　中　市　長

年　　月　　日

報告者氏名

(所有者(管理者がいる場合は管理者))

調査者氏名

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1　所有者
(1)　氏名のフリガナ
(2)　氏名
(3)　郵便番号
(4)　住所
(5)　電話番号　　—　　—

2　管理者
(1)　氏名のフリガナ
(2)　氏名
(3)　郵便番号
(4)　住所
(5)　電話番号　　—　　—

3　調査者
(1)　代表となる調査者
ア　資格　(　　)建築士　(　　)登録第　　号
特定建築物調査員　第　　号
イ　氏名のフリガナ
ウ　氏名
エ　勤務先
(　　)建築士事務所　(　　)知事登録第　　号
オ　郵便番号
カ　所在地
キ　電話番号　　—　　—
(2)　その他の調査者
ア　資格　(　　)建築士　(　　)登録第　　号
特定建築物調査員　第　　号
イ　氏名のフリガナ
ウ　氏名
エ　勤務先
(　　)建築士事務所　(　　)知事登録第　　号
オ　郵便番号
カ　所在地
キ　電話番号　　—　　—

4　報告対象建築物
(1)　所在地
(2)　名称のフリガナ
(3)　名称
(4)　用途

5　調査による指摘の概要
(1)　指摘の内容　□要是正の指摘あり　(□既存不適格)　□特記すべき事項　□指摘なし
(2)　指摘の概要　(要是正(既存不適格を除く。))
(既存不適格)
(3)　改善予定の有無　(要是正のみ記入)　□有(　　年　　月に改善予定)　□無
(4)　その他特記事項　(特記事項のみ記入)

※　受付欄	※　記事欄	※　判定欄

（第2面）

建築物及びその敷地に関する事項

1　敷地の位置
(1)　防火地域等　□防火地域　□準防火地域
□その他（　　）　□指定なし
(2)　用途地域

2　建築物及びその敷地の概要
(1)　構造　□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造
□鉄骨造　□その他（　　）
(2)　階数　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階
(3)　敷地面積　　㎡
(4)　建築面積　　㎡
(5)　延べ面積　　㎡　（今回報告部分の床面積の合計　　㎡）

3　階別用途別床面積　　用途　　床面積　　階別床面積の合計
(1)　階別用途別　（　　階）　（　　）　（　　㎡）
（　　）　（　　㎡）　（　　㎡）
（　　階）　（　　）　（　　㎡）
（　　）　（　　㎡）　（　　㎡）
（　　階）　（　　）　（　　㎡）
（　　）　（　　㎡）　（　　㎡）
（　　階）　（　　）　（　　㎡）
（　　）　（　　㎡）　（　　㎡）
（　　階）　（　　）　（　　㎡）
（　　）　（　　㎡）　（　　㎡）
(2)　用途別　（　　）　（　　㎡）
（　　）　（　　㎡）

4　性能検証法等の適用　□耐火性能検証法　□防火区画検証法　□区画避難安全検証法　（　　階）
□階避難安全検証法　（　　階）　□全館避難安全検証法
□その他（　　）　□適用なし

5　検査対象建築設備　□防火設備　□換気設備　□排煙設備　□非常用照明装置
□給水設備・排水設備

6　増築、改築、用途変更等の経過
年　月　日　概要（　　）
年　月　日　概要（　　）
年　月　日　概要（　　）
年　月　日　概要（　　）

7　関連図書の整備状況
(1)　確認に要した図書　□有（□各階平面図あり）　□無
(2)　初回確認済証　□有　□無
交付番号　年　月　日第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
(3)　直近確認済証　□有　□無
交付番号　年　月　日第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
(4)　完了検査に要した図書　□有　□無
(5)　初回検査済証　□有　□無　（完了年月　　年　月）
交付番号　年　月　日第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
(6)　直近検査済証　□有　□無　（完了年月　　年　月）
交付番号　年　月　日第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
(7)　直近の仮使用　交付番号　年　月　日　第　号
(8)　全体計画認定　交付番号　年　月　日　第　号
(9)　維持保全に関する準則又は計画　□有　□無
(10)　前回の調査に関する書類の写し　□有　□無　□対象外

8　備考

（第3面）

調査等の概要

1　調査及び検査の状況
(1)　今回の調査　　年　　月　　日実施
(2)　前回の調査　□実施（　　年　　月　　日報告）　□未実施
(3)　防火設備の調査　□実施（　　年　　月　　日報告）　□未実施（　　年　　月に実施予定）　□対象外
(4)　建築設備の調査　□実施（　　年　　月　　日報告）　□未実施（　　年　　月に実施予定）　□対象外
(5)　昇降機等の調査　□実施（　　年　　月　　日報告）　□未実施（　　年　　月に実施予定）　□対象外

2　調査の状況
(1)　敷地及び地盤
ア　指摘の内容　□要是正の指摘あり（□既存不適格）　□特記すべき事項あり　□指摘なし
イ　指摘の概要
ウ　改善予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）　□無
(2)　建築物の外部
ア　指摘の内容　□要是正の指摘あり（□既存不適格）　□特記すべき事項あり　□指摘なし
イ　指摘の概要
ウ　改善予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）　□無
(3)　屋上及び屋根
ア　指摘の内容　□要是正の指摘あり（□既存不適格）　□特記すべき事項あり　□指摘なし
イ　指摘の概要
ウ　改善予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）　□無
(4)　建築物の内部
ア　指摘の内容　□要是正の指摘あり（□既存不適格）　□特記すべき事項あり　□指摘なし
イ　指摘の概要
ウ　改善予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）　□無
(5)　避難施設等
ア　指摘の内容　□要是正の指摘あり（□既存不適格）　□特記すべき事項あり　□指摘なし
イ　指摘の概要
ウ　改善予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）　□無
(6)　その他
ア　指摘の内容　□要是正の指摘あり（□既存不適格）　□特記すべき事項あり　□指摘なし
イ　指摘の概要
ウ　改善予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）　□無
（注：(2)指摘の概要については、既存不適格を除く要是正の指摘事項のみについて記載のこと。）

3　石綿を添加した建築材料の調査状況　　（該当する室）
(1)　該当建築材料の有無　□有（飛散防止措置無）　（　　）
□有（飛散防止措置有）　（　　）
□無
(2)　措置予定の有無　□有（　　年　　月に改善予定）
□無

4　耐震診断及び耐震改修の調査状況
(1)　耐震診断の実施の有無　□有（耐震性の有無　□有　□無　□不明）
□無（　　年　　月に実施予定）　□対象外
(2)　耐震改修の実施の有無　□有　□無（　　年　　月に実施予定）　□対象外

5　建築物等に係る不具合等の状況
(1)　不具合等　□有　□無
(2)　不具合等の記録　□有　□無
(3)　改善の状況　□実施済　□改善予定（　　年　　月に改善予定）

6　備考

（第4面）

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

（第5面）

（注意）
1　各面共通関係
(1)　※印のある欄は、記入しないでください。
(2)　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
(3)　記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
2　第1面関係
(1)　調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
(2)　1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、(2)はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、(4)はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
(3)　3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行った全ての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
(4)　3欄のアは、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が建築基準法施行規則第6条の6に規定する特定建築物等調査員である場合は、規則第6条の5に規定する特定建築物調査員資格証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
(5)　3欄のエは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
(6)　3欄のオからキまでは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
(7)　第3面の2欄のいずれかのアにおいて「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れたときは、5欄の(1)の「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れ、「特記すべき事項あり」の□にレ印を入れたときは、5欄の(1)の「特記すべき事項」の□にレ印を入れてください。それ以外のときは、「指摘なし」の□にレ印を入れてください。また、第3面の2欄のアの「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れたものの全てにおいて、「既存不適格」の□にレ印を入れたときは、併せて5欄の(1)の「既存不適格」の□にレ印を入れてください。
(8)　5欄の(2)は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
(9)　5欄の(3)は、第3面の2欄のいずれかのウにおいて改善予定があるとしているときは「有」の□にレ印を入れ、第3面の2欄のウに記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
(10)　5欄の(4)は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。
3　第2面関係
(1)　この書類は、建築物ごとに作成してください。
(2)　敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の(1)について、該当する全ての□にレ印を入れてください。建築基準法(以下「法」といいます。)第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」の□にレ印を入れ、併せてその内容を記入してください。
(3)　1欄の(2)は、該当する用途地域名を全て記入してください。
(4)　2欄の(1)は、該当する全ての□にレ印を入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」の□にレ印を入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
(5)　2欄の(5)の今回報告部分の床面積の合計欄には、3欄の床面積のうち、今回調査により報告を行う部分の床面積の合計を記入してください。
(6)　3欄の(1)は、最上階から用途ごとに順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。また、同一階に複数の用途がある場合は、「階別床面積の合計」に各階の床面積の合計を記入してください。
(7)　3欄の(2)は、(1)の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
(8)　4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」の□に、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」の□に、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」の□に、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」の□に、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」の□に、それぞれレ印を入れ、「区画避難安全検証法」の場合には区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合には階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法(以下「法」といいます。)第38条(法67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む)の規定による特殊構造方法等の認定、法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」の□にレ印を入れ、その概要を記入してください。これらいずれにも該当しない場合においては、「適用なし」の□にレ印を入れてください。

(9)　5欄は、当該建築物の防火設備が法第12条第3項に基づく定期検査(以下「定期検査」といいます。)対象となっている場合は、「防火設備」の□に、換気設備が対象となっている場合は「換気設備」の□に、排煙設備が定期検査対象となっている場合は「排煙設備」の□に、非常用照明装置が定期検査対象となっている場合は「非常用照明装置」の□に、給水設備・排水設備が定期検査対象となっている場合は「給水設備・排水設備」の□に、それぞれレ印を入れてください。

(10)　6欄は、前回調査時以降の建築(新築を除きます。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」といいます。)について、古いものから順に記入し、確認(法第6条第1項に規定する確認をいいます。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。

(11)　7欄の(1)は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」の□にレ印を入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」の□にレ印を入れてください。

(12)　7欄の(2)は、初回の確認に係る確認済証について、該当する□にレ印を入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関する□にレ印を入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

(13)　7欄の(3)は、直近の確認に係る確認済証について、(注意)(12)に準じて記入してください。

(14)　7欄の(4)は、最近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」の□にレ印を入れてください。

(15)　7欄の(5)及び(6)は、(注意)(12)及び(13)に準じて記入してください。

(16)　7欄の(7)は、検査済証を交付されていないが、仮使用の承認に基づいて報告対象建築物を使用している場合、認定の交付年月日及び番号を記入してください。

(17)　7欄の(8)は、法第86条の8の規定に基づく全体計画認定又は全体計画変更認定がある場合、直近の認定通知書の交付年月日及び交付番号を記入してください。

(18)　7欄の(9)は、法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。

(19)　7欄の(10)は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。

(20)　上記事項のほか、特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4　第3面関係

(1)　この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限ります。)に関する調査の結果について作成してください。

(2)　1欄の(1)は、調査が終了した年月日を記入してください。

(3)　1欄の(2)から(4)までは、検査を行っていない場合には「未実施」の□にレ印を入れ、検査の実施予定があるときは、実施予定年月日を記入してください。報告の対象となっていない場合には「対象外」のチェックボックスにレ印を入れてください。

(4)　1欄の(3)及び(4)は、直前の報告について、それぞれ記入してください。

(5)　2欄のアは、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れ、法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」の□にレ印を入れてください。また、是正が必要と認められる事項以外に、特に報告すべき事項がある場合には、「特記すべき事項」の□にレ印を入れてください。

(6)　2欄のアの「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れたとき(「既存不適格」の□にレ印を入れたときを除きます。)は、イに指摘の概要を記入してください。

(7)　2欄のアの「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときはウの「有」の□にレ印を入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときはウの「無」の□にレ印を入れてください。

(8)　3欄は、法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。(1)の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」の□にレ印を入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、(2)の「有」の□にレ印を入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、(2)の「無」の□にレ印を入れてください。

(9)　4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

(10)　前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等(以下「不具合等」といいます。)について第4面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の(1)の「有」の□にレ印を入れ、当該不具合等について記録が有るときは(2)の「有」の□にレ印を入れ、記録が無いときは(2)の「無」の□にレ印を入れてください。また、第4面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には(3)の「実施済」の□にレ印を入れ、第4面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」の□にレ印を入れ、第4面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」の□にレ印を入れてください。

(11)　上記事項のほか、特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5　第4面関係

(1)　第4面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第3面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第4面を省略することができます。

(2)　「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

(3)　「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

(4)　「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。

(5)　「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」印を記入してください。

(6)　「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第8号様式の2(第10条)

建築物 除却／使用休止 届

年　月　日

府中市長

届出者　住所
氏名
電話　－　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次の建築物を 除却／使用休止 したので、府中市建築基準法施行細則第10条第4項の規定により届け出ます。

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数(地上　階・地下　階)、延べ面積(　　m²)
4	確認済証交付者 確認済証交付年月日及び番号	年　月　日　号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年　月　日　号
6	前回報告年月日及び番号	特定建築物：　年　月　日　番号
		防火設備：　年　月　日　番号
		建築設備：　年　月　日　番号
		昇降機等：　年　月　日　番号
7	除却及び使用休止の理由	
8	除却年月日・使用休止期間	除却年月日：　年　月　日 使用休止期間：　年　月　日から　年　月　日まで
※	受付欄	

注意
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出してください。
3　6の欄は、建築物を除却する場合、該当するものを全て記入してください。

第8号様式の3(第10条)

建築物再使用届

年　　月　　日

府中市長

届出者　住所
氏名
電話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次の建築物を再使用したいので、府中市建築基準法施行細則第10条第6項の規定により届け出ます。

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数(地上　　階・地下　　階)、延べ面積(　　m²)
4	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年　　月　　日　　号
5	使用休止届届出日 (使用休止期間)	年　　月　　日 (使用休止期間：　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)
6	前回報告年月日 及び番号	年　　月　　日　　番号
7	再使用開始年月日	年　　月　　日
※受付欄		

注意
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　建築基準法施行規則第5条第3項及び第4項に規定する書類を添付してください。

第11号様式(第12条)

特定建築設備等 廃止 / 使用休止 届

年　月　日

府中市長

届出者　住所
氏名
電話　－　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次の特定建築設備等を 廃止 / 使用休止 したので、府中市建築基準法施行細則第12条第7項の規定により届け出ます。

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上　階・地下　階)、延べ面積(　m²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日及び番号	年　月　日　号
6	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年　月　日　号
7	前回報告年月日及び番号	防火設備：　年　月　日　番号
		建築設備：　年　月　日　番号
		昇降機等：　年　月　日　番号
8	廃止及び使用休止の理由	
9	廃止年月日 使用休止期間	廃止年月日：　年　月　日 使用休止期間：　年　月　日から　年　月　日まで
※受付欄		

注意
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。

第11号様式の2(第12条)

特定建築設備等再使用届

年　　月　　日

府中市長

届出者　住所
氏名
電話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次の特定建築設備等を再使用したいので、府中市建築基準法施行細則第12条第9項の規定により届け出ます。

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上　　階・地下　　階)、延べ面積(　　m²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年　　月　　日　　号
6	使用休止届届出日(使用休止期間)	年　　月　　日 (使用休止期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)
7	前回報告年月日及び番号	防火設備：　　年　　月　　日　　番号
		建築設備：　　年　　月　　日　　番号
		昇降機等：　　年　　月　　日　　番号
8	再使用開始年月日	年　　月　　日
※受付欄		

注意
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。

第11号様式の3(第12条)

建築物等の所有者等変更届

年　　月　　日

府中市長

届出者　住所
氏名
電話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

定期報告対象建築物等の所有者等を次のとおり変更したので、府中市建築基準法施行細則第12条の2の規定により届け出ます。

1 定期報告対象建築物等	(1) 建築物の所在地		
	(2) 建築物の名称		
	(3) 建築物の用途		
	(4) 検査対象防火設備		
	(5) 検査対象建築設備		
	(6) 検査対象昇降機等		
	(7) 前回報告年月日及び番号	特定建築物　年　月　日　番号	
		防火設備　年　月　日　番号	
		建築設備　年　月　日　番号	
		昇降機等　年　月　日　番号	
2 変更事項	(1) 所有者の住所及び氏名	新	
		旧	
	(2) 管理者の住所及び氏名	新	
		旧	
	(3) 建築物の名称	新	
		旧	
3 変更した日		年　月　日	
4 変更の理由			
※受付欄			

注意
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　変更事項のうち該当する項目について記入してください。

第12号様式(第13条)

建 築 工 事 施 工 計 画 報 告 書

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、次のとおり建築工事施工計画を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

様

代表となる工事監理者　住　所　　電　話　　―　　―
会社名　　(　)級建築士事務所(　　)登録第(　　)号
氏　名　　(　)級建築士(　　)登録第(　　)号
工事施工者　住　所　　電　話　　―　　―
会社名　　建設業の許可　大臣・知事　第(　　)号
氏　名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
品質窓口責任者氏名　　電　話　　―　　―

(1) 工事現場	①名　称		③ 工事の種類	新築・増築・改築	
	②所在地				
(2) 建　築　主	氏名		住所	電話　―　―	
(3) 代表となる設計者	氏名		所属会社	電話　―　―	
(4) 構造設計者	氏名		所属会社	電話　―　―	
(5) 現場代理人(所長)	氏名		現場事務所	電話　―　―	
(6) 品質管理責任者	氏名		所属会社	電話　―　―	
(7) 階数	地上　階・地下　階　塔屋　階		(8) 建築面積	m²	(9) 延べ面積　m²
(10) 高さ	軒高　m　最高　m		(11) 確認済証交付機関		
(12) 確認・計画通知年月日及び番号	年　月　日　第　号				
(13) 計画変更年月日及び番号	年　月　日　第　号(変更内容は別紙)				
(14) 構造計算の方法					

(15) 構造	RC造・WRC造	階から　階まで	(16) 使用部位	PCa・HPCa	
	SRC造	階から　階まで		P　C	
	S造	階から　階まで		CFT	
		階から　階まで			

(17) 認定材料	コンクリート		※ 受付欄
	鋼材等		
	免震・制振部材		
	その他		

注意　1　※印のある欄は記入しないでください。
2　代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

第12号様式の2(第13条の2)

事故報告書(速報)

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、次のとおり事故が発生しましたので報告します。

なお、本情報は速報であり、調査等の状況によつては内容が変わりうることをあらかじめ申し添えます。

年　　月　　日(第　報)

府中市長

報告者　会社名
氏　名
電　話　(　　)

1　建築物等の概要
(1)　所在地(　　)
(2)　住居表示(　　)
(3)　建築物等の名称(　　)
(4)　事故が発生した場所の主な用途
映画館・劇場等　病院・診療所等　ホテル・旅館　下宿・共同住宅
学校・体育館等　百貨店・店舗等　キャバレー・ナイトクラブ等
駐車場等　事務所　外壁・塀等　遊戯施設　その他(　　)

2　事故の概要
(1)　発生年月日　年　月　日
(2)　発生場所
エレベーター　エスカレーター　自動扉　防火シャッター　窓　手すり
その他建築物の内部　外壁　看板・屋外設備　その他建築物の外部
ジェットコースター　ウォータースライダー
その他の遊戯施設(　　)　その他(　　)
(3)　事故の状況
被害者が落下した　落下物にあたつた　建築物等に挟まれた
建築物等に衝突した　その他(　　)

3　被害者の概要
(1)　被害者の数(　　)名
(2)　被害程度(初診時)
軽症(　)名、中等症(　)名、重症(　)名、死亡(　)名
(3)　性別　男(　　)名　女(　　)名
(4)　年齢層　就学前(　　)名　児童・生徒(　　)名
高齢者(おおむね65歳以上)(　　)名　その他(　　)名

4　事故の応急措置及び防止策

5　特記事項

(注意)必要な事項を記入してください。

第１２号様式の３（第１３条の２）

事故報告書（詳細）

建築基準法第１２条第５項の規定に基づき、次の事故についての詳細を報告します。

年　　月　　日

府中市長

所有者・管理者

占有者・建築主　住所　　電話　　－　　－
会社名
氏名

代表となる設計者　住所　　電話　　－　　－
会社名　　（　）級建築士事務所（　）登録第（　）号
氏名　　（　）級建築士（　）登録第（　）号

代表となる工事監理者　住所　　電話　　－　　－
会社名　　（　）級建築士事務所（　）登録第（　）号
氏名　　（　）級建築士（　）登録第（　）号

工事施工者　住所　　電話　　－　　－
会社名　　建設業の許可　大臣・知事第（　）号
氏名

（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

１　建築物等の概要
⑴　所在地（　　）
⑵　住居表示（　　）
⑶　建築物等の名称（　　）
⑷　事故が発生した場所の主な用途（　　）
⑸　確認済証　交付番号　　年　　月　　日　　第　　号
交付者　（　　）
⑹　検査済証　交付番号　　年　　月　　日　　第　　号
交付者　（　　）
⑺　定期報告（建築物）　　年　　月　　日報告
（建築設備）　　年　　月　　日報告
（昇降機等）　　年　　月　　日報告

２　事故の概要
⑴　発生年月日　　年　　月　　日
⑵　発生場所（　　）
⑶　事故の状況（　　）

３　被害者の概要
⑴　被害者の数（　　）名
⑵　被害程度　　軽症（　）名、中等症（　）名、重症（　）名、死亡（　）名
⑶　性別　　男（　　）名　　女（　　）名
⑷　年齢層　　就学前（　　）名　児童・生徒（　　）名
高齢者（６５歳以上）（　　）名　その他（　　）名

４　事故の原因

５　事故の応急措置及び防止策

（注意）必要な事項を記入してください。

第13号様式(表)(第14条)

許可申請書

年　　月　　日

府中市長

申請者　住　所
氏　名
電　話　　—　　—
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築基準法第　　条第　　項第　　号の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1　建築主の住所及び氏名	電話　—　—				
2　代理者の住所及び氏名	電話　—　—				
3　敷地の地名・地番					
4　地域・地区					
5　建築物の主要用途		6　工事種別			
7　構造		8　最高の高さ及び階数	m 地上　階・地下　階		
	申請部分	申請以外の部分	合計	12　敷地面積に対する割合	13　敷地面積に対する割合限度
9　敷地面積	m²	m²	m²		
10　建築面積	m²	m²	m²	%	%
11　延べ面積	m²	m²	m²	%	%
①	(　　)	(　　)	(　　)		
②	(　　)	(　　)	(　　)		
③	(　　)	(　　)	(　　)		
④	(　　)	(　　)	(　　)		
⑤	(　　)	(　　)	(　　)		
⑥	(　　)	(　　)	(　　)		
⑦	(　　)	(　　)	(　　)		
⑧	(　　)	(　　)	(　　)		
⑨	(　　)	(　　)	(　　)		
⑩	(　　)	(　　)	(　　)		
⑪	(　　)	(　　)	(　　)		
⑫	(　　)	(　　)	(　　)		
⑬	(　　)	(　　)	(　　)		
⑭	(　　)	(　　)	(　　)		
14　備考					

※受付欄	※手数料	円
	※許可年月日	年　　月　　日
	※許可番号	第　　号

第13号様式(裏)

注意

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　4欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。

また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。

3　11欄は、①から⑬までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。

(　)内には、次の①から⑬までに掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ記入してください。

①　地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

②　エレベーターの昇降路の部分

③　共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分

④　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分

⑥　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

⑦　蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分

⑧　自家発電設備を設ける部分

⑨　貯水槽を設ける部分

⑩　宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。4のカにおいて同じ。)を設ける部分

⑪　建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫　住宅の用途に供する部分

⑬　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

4　11欄の⑭は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から①に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、②から④までに記入した床面積、⑤から⑩までに記入した床面積(これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ当該アからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ当該アからカまでに定める割合を乗じて得た面積)及び⑪に記入した床面積を除いた面積)を記入してください。

ア　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分　5分の1

イ　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　50分の1

ウ　蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分　50分の1

エ　自家発電設備を設ける部分　100分の1

オ　貯水槽を設ける部分　100分の1

カ　宅配ボックスを設ける部分　100分の1

第14号様式(第14条)

第　　号
年　　月　　日

様

府中市長　　印

許　可　通　知　書

許可申請書及び添付図書に記載の計画については、建築基準法 条例 第　　条第　　項第　　号の規定に基づき、次の条件を付して許可しましたので通知します。

申請年月日	年　　月　　日
敷地の地名地番	
建築物若しくは工作物又はその部分の概要	
許可の条件	

1　この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第15号様式(表)(第15条)

認定申請書

年　　月　　日

府中市長

申請者　住　所
氏　名
電　話　　—　　—
（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築基準法
東京都建築安全条例　　第　　条第　　項第　　号の規定により認定を受けたいので、
平成15年国土交通省告示第303号
次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1　建築主の住所及び氏名	電話　—　—				
2　代理者の住所及び氏名	電話　—　—				
3　敷地の地名・地番					
4　地域・地区					
5　建築物の主要用途		6　建築物の数	棟	7　最高の高さ	m
	申請部分	申請以外の部分	合計	11　敷地面積に対する割合	12　敷地面積に対する割合限度
8　敷地面積	m²	m²	m²		
9　建築面積	m²	m²	m²	%	%
10　延べ面積	m²	m²	m²	%	%
①	(　　)	(　　)	(　　)		
②	(　　)	(　　)	(　　)		
③	(　　)	(　　)	(　　)		
④	(　　)	(　　)	(　　)		
⑤	(　　)	(　　)	(　　)		
⑥	(　　)	(　　)	(　　)		
⑦	(　　)	(　　)	(　　)		
⑧	(　　)	(　　)	(　　)		
⑨	(　　)	(　　)	(　　)		
⑩	(　　)	(　　)	(　　)		
⑪	(　　)	(　　)	(　　)		
⑫	(　　)	(　　)	(　　)		
⑬	(　　)	(　　)	(　　)		
⑭	(　　)	(　　)	(　　)		
13　備考					

※受付欄	※手数料	円
	※許可年月日	年　　月　　日
	※許可番号	第　　号

第15号様式(裏)

注意

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　4欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。

また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。

3　10欄は、①から⑬までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。

(　)内には、次の①から⑬までに掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ記入してください。

①　地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

②　エレベーターの昇降路の部分

③　共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分

④　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分

⑥　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

⑦　蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分

⑧　自家発電設備を設ける部分

⑨　貯水槽を設ける部分

⑩　宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。4のカにおいて同じ。)を設ける部分

⑪　建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫　住宅の用途に供する部分

⑬　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

4　10欄の⑭は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から①に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、②から④までに記入した床面積、⑤から⑩までに記入した床面積(これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ当該アからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ当該アからカまでに定める割合を乗じて得た面積)及び⑪に記入した床面積を除いた面積)を記入してください。

ア　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分　5分の1

イ　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　50分の1

ウ　蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分　50分の1

エ　自家発電設備を設ける部分　100分の1

オ　貯水槽を設ける部分　100分の1

カ　宅配ボックスを設ける部分　100分の1

第16号様式(第15条)

第　　号
年　　月　　日

様

府中市長　　印

認　定　通　知　書

建築基準法
認定申請書及び添付図書に記載の計画については、次のとおり　東京都建築安全条例
平成15年国土交通省告示第303号
第　　条第　　項第　　号の規定に基づき、認定しましたので通知します。

申請年月日	年　　月　　日
敷地の地名・地番	
建築物若しくは工作物又はその部分の概要	

1　この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第１６号様式の２（第１５条の３）

建築工事施工結果報告書（中間・完了）

次のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

様

代表となる工事監理者　住　所　　電　話　　－　　－
会社名　　（　）級建築士事務所（　　）登録第（　　）号
氏　名　　（　）級建築士（　　）登録第（　　）号

工事施工者　住　所　　電　話　　－　　－
会社名　　建設業の許可　大臣・知事　第（　　）号
氏　名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

品質窓口責任者　氏　名　　電　話　　－　　－

次の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主　住　所　　電　話　　－　　－
会社名
氏　名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(1) 工事現場	名　称		工区 棟	工事の種類	新築・増築・改築
	所在地				
(2) 代表となる設計者	氏　名		所属会社	電話　－　－	
(3) 構造設計者	氏　名		所属会社	電話　－　－	
(4) 現場代理人(所長)	氏　名		現場事務所	電話　－　－	
(5) 品質管理責任者	氏　名		所属会社	電話　－　－	
(6) 階　数	地上　階・地下　階　塔屋　階		(7) 建築面積	㎡	(8) 延べ面積　㎡
(9) 構　造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(　造＋　造)・その他(　)				
(10) 高　さ	軒高　m　最高　m		(11) 確認済証交付機関		
(12) 確認・計画通知年月日及び番号	年　月　日　第　号				
(13) 計画変更年月日及び番号	年　月　日　第　号(変更内容は別紙) 年　月　日　第　号(変更内容は別紙)				
(14) 構造計算の方法					
(15) 工事監理者検査事項					
(16) 工事監理者総合所見	(17) 工事監理組織(各担当分野及び担当者名)			※　受　付　欄	

注意　※印のある欄は記入しないでください。

第１６号様式の３（第１５条の３）

建築工事施工結果報告書（中間・完了）

（３以上の階数を有する建築物で延べ面積が５００平方メートルを超えるもの）

次のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

様

代表となる工事監理者　住　所　　電　話　－　－
会社名　（　）級建築士事務所（　　）登録第（　　）号
氏　名　（　）級建築士（　　）登録第（　　）号

工事施工者　住　所　　電　話　－　－
会社名　建設業の許可　大臣・知事　第（　　）号
氏　名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

品質窓口責任者　氏　名　　電　話　－　－

次の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主　住　所　　電　話　－　－
会社名
氏　名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(1) 建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号	年　月　日　第　号						
(2) 工事現場	名称		工事の種類	新築・増築・改築			
	所在地						
(3) 代表となる設計者	氏名		所属会社	電話　－　－			
(4) 構造設計者	氏名		所属会社	電話　－　－			
(5) 現場代理人（所長）	氏名		現場事務所	電話　－　－			
(6) 品質管理責任者	氏名		所属会社	電話　－　－			
(7) 階数	地上　階・地下　階　塔屋　階		(8) 建築面積	㎡	(9) 延べ面積	㎡	
(10) 高さ	軒高　m　最高　m		(11) 確認済証交付機関				
(12) 確認・計画通知年月日及び番号	年　月　日　第　号						
(13) 計画変更年月日及び番号	年　月　日　第　号（変更内容は別紙） 年　月　日　第　号（変更内容は別紙）						
(14) 構造計算の方法							
(15) 監理者総合所見			※受付欄				

注意　※印のある欄は記入しないでください。

第１６号様式の４（第１５条の３）

建築設備工事監理状況報告書

次のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

建 築 主 事

代表となる工事監理者	住　所	電　話　　－　　－
	会社名	(　)級建築士事務所(　　)登録第(　　)号
	氏　名	(　)級建築士(　　)登録第(　　)号
工事施工者	住　所	電　話　　－　　－
	会社名	建設業の許可　大臣・知事　第(　　)号
	氏　名	(　)級建築士(　　)登録第(　　)号
建築主	住　所	電　話　　－　　－
	氏　名	

（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

工事現場	名　称				
	建築場所				
確認・計画通知年月日及び番号等	年　月　日　第　　号				
	構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造 (　　造＋　　造)・その他(　　)	工事種別	新築・増築・改築	
	規模	地上　　階・地下　　階・ＰＨ　　階		用途	
		建築面積　　㎡・延面積　　㎡・最高の高さ　　m			
確認済証交付後の設計変更（有・無）	建築基準法第６条第１項若しくは第１８条第３項の計画変更又は建築基準法第１２条第５項の報告 年　月　日　第　　号 (変更内容)				
総合所見					

注意

1　報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成し、完了検査までに２部提出してください。なお、確認後１部は返却しますので、建築主の方が保管してください。

2　総合所見欄は、工事監理者等の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第１６号様式の５（第１５条の３）

建築設備工事監理状況報告書

（地階を除く３以上の階数を有する建築物で延べ面積が５００平方メートルを超えるもの）

次のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

建 築 主 事

代表となる工事監理者	住　所	電　話　　－　　－
	会社名	（　）級建築士事務所（　　）登録第（　　）号
	氏　名	（　）級建築士（　　）登録第（　　）号
建築設備士	氏　名	登録第（　　）号
	電　話　　－　　－	
工事施工者	住　所	電　話　　－　　－
	会社名	建設業の許可　大臣・知事　第（　　）号
	氏　名	（　）級建築士（　　）登録第（　　）号
建築主	住　所	電　話　　－　　－
	氏　名	
	（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	

工事現場	名　称				
	建築場所				
確認・計画通知年月日及び番号等	年　月　日　第　　号				
	構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造（　造＋　造）・その他（　）	工事種別	新築・増築・改築	
	規模	地上　階・地下　階・ＰＨ　階		用途	
		建築面積　㎡・延面積　㎡・最高の高さ　m			
確認済証交付後の設計変更（有・無）	建築基準法第６条第１項若しくは第１８条第３項の計画変更又は建築基準法第１２条第５項の報告 年　月　日　第　　号 （変更内容）				
総合所見					

注意

1　報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成し、完了検査までに２部提出してください。なお、確認後１部は返却しますので、建築主の方が保管してください。

2　工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。

3　総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第１６号様式の６（第１５条の３）

昇降機工事監理状況報告書

次のとおり昇降機工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

建 築 主 事

昇降機工事監理者　　住　所　　電　話　　－　　－
会社名
氏　名

昇降機施工業者　　住　所　　電　話　　－　　－
会社名
氏　名

昇降機を検査した場合の昇降機検査資格者
氏　名　　登録番号　第（　　）号

建築主　　住　所　　電　話　　－　　－
氏　名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

工事現場	名　　称			
	建築場所			
昇降機の確認・計画通知年月日及び番号	年　月　日 第　　号 ＥＶ　　台・ＥＳ　　台 小専昇　　台		建築物の確認・計画通知年月日及び番号	年　月　日 第　　号
用　　途			規　　模	地上　　階・地下　　階
総　合　所　見				

注意

1　総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機検査資格者等の所見を記述してください。

2　建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。

3　社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してください。

第１６号様式の７（第１５条の３）

遊戯施設工事監理状況報告書

次のとおり遊戯施設工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

建 築 主 事

代表となる工事監理者	住　所	電　話　　－　　－
	会社名	(　)級建築士事務所(　　)登録第(　　)号
	氏　名	(　)級建築士(　　)登録第(　　)号
工事施工者	住　所	電　話　　－　　－
	会社名	建設業の許可　大臣・知事　第(　　)号
	氏　名	(　)級建築士(　　)登録第(　　)号
建築主	住　所	電　話　　－　　－
	氏　名	
	（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	

工事現場	施設名称		
	築造場所		
確認・計画通知年月日及び番号		年　月　日　第　　号	
遊戯施設概要	ウォータースライド以外の遊戯施設	固有名称	
		一般名称	平成１２年建設省告示１４１９号別表第　(　　)
		大臣認定等	有(認定番号　　)・その他(　　)・無
		構　造	鉄骨　鉄筋　鉄骨鉄筋　木造　その他
		定　員	名×　台　　編成　計　名
		最高高さ　m　回転半径　m　走路全長　m	
		上昇・走行・回転・円周速度　下降速度	
		こう配・傾斜角度　度	
		電動機容量　V×　kw×　台	
	ウォータースライド	滑走路数　本	
		滑走路１	滑走路高低差　m　滑走路全長　m　平均勾配　度
		滑走路２	滑走路高低差　m　滑走路全長　m　平均勾配　度
		滑走路３	滑走路高低差　m　滑走路全長　m　平均勾配　度
		電動機容量　V×　kw×　台	
当初確認済証交付後の計画変更（有・無）		法第６条第1項若しくは第１８条第３項の計画変更又は法第１２条第５項の報告 年　月　日　第　号 (変更内容)	
総合所見			

注意
1　報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成し、完了検査までに２部提出してください。なお、確認後１部は返却しますので、築造主の方が保管してください。
2　工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
3　総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第16号様式の8(A)(第15条の3)
(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)

年　　月　　日

府中市長

代表となる工事監理者　住　所　　電　話　(　　)
会社名　(　)級建築士事務所(　)登録第(　)号
氏　名　1(　)級　建　築　士(　)登録第(　)号

工事施工者　住　所　　電　話　(　　)
会社名　建設業の許可　大臣・知事　第(　)号
氏　名　1(　)級　建　築　士(　)登録第(　)号

建築主　住　所　　電　話　(　　)
氏　名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事現場	名　称			
	建築場所	区 市		
確認・計画通知、年月日及び番号		年　月　日　第　号		
計画変更年月日及び番号		年　月　日　第　号		
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造(　造＋　造)・その他(　)		工事種別	新築・増築・改築
規模	地上　階・地下　階・PH　階		用途	
	建築面積　m²・延面積　m²・最高の高さ　m			

第16号様式の8(B)
(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	平成　　年　　月　　日　適合通知書番号　第　　号

計画変更

変更計画書番号—1	平成　　年　　月　　日　適合通知書番号　第　　号 (変更内容)
変更計画書番号—2	平成　　年　　月　　日　適合通知書番号　第　　号 (変更内容)
変更計画書番号—3	平成　　年　　月　　日　適合通知書番号　第　　号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	平成　　年　　月　　日　軽微な変更説明書番号　第　　号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	平成　　年　　月　　日　軽微な変更説明書番号　第　　号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	平成　　年　　月　　日　軽微な変更説明書番号　第　　号 (変更内容)

総合所見	

第16号様式の8(C)
(第3面)

報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む。)、設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

第16号様式の8(D)
(第4面)

空気調和設備	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備(換気代替空調機を含む。)の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む。)の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況(在室検知制御等※注意7参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 給湯機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

第16号様式の8(E)

(注意)

1　本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。

2　計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

3　「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してさい。

4　「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

(A：目視による立合確認、B：計測等による立合確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)

5　本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。

なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。

6　総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

7　照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

第16号様式の9(A)(第15条の3)
(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)

年　　月　　日

府中市長

代表となる工事監理者　住　所　　電　話　(　　)
会社名　(　)級建築士事務所(　)登録第(　)号
氏　名　1(　)級　建　築　士(　)登録第(　)号

工事施工者　住　所　　電　話　(　　)
会社名　建設業の許可　大臣・知事　第(　)号
氏　名　1(　)級　建　築　士(　)登録第(　)号

建築主　住　所　　電　話　(　　)
氏　名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事現場	名　称			
	建築場所	区 市		
確認・計画通知、年月日及び番号		年　月　日　第　号		
計画変更年月日及び番号		年　月　日　第　号		
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造(　造＋　造)・その他(　)		工事種別	新築・増築・改築
規模	地上　階・地下　階・PH　階		用途	
	建築面積　m²・延面積　m²・最高の高さ　m			

第16号様式の9(B)
(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年　月　日　適合通知書番号　第　号

計画変更

変更計画書番号—1	年　月　日　適合通知書番号　第　号 (変更内容)
変更計画書番号—2	年　月　日　適合通知書番号　第　号 (変更内容)
変更計画書番号—3	年　月　日　適合通知書番号　第　号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年　月　日　軽微な変更説明書番号　第　号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年　月　日　軽微な変更説明書番号　第　号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年　月　日　軽微な変更説明書番号　第　号 (変更内容)

総合所見	

第16号様式の9(C)
(第3面)

報告内容(次の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

第16号様式の9(D)
(第4面)

照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況(在室検知制御等※注意7参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 給湯機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)
1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してさい。
4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A:目視による立合確認、B:計測等による立合確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。
なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

第16号様式の10(A)(第15条の3)

(第1面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年　　月　　日

府中市長

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条(同規則第7条第2項のおいて準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1　建築物等の名称	
2　建築物等の所在地	
3　省エネ適合性判定年月日・番号	
4　変更の内容	
□A　省エネ性能が向上する変更 □B　一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 □C　再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の抜本的な変更を除く。)	
5　備考	

(注意) 1　この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。 2　「4変更の内容」において、Aの□にレ印を入れた場合は第2面に、Bの□にレ印を入れた場合は第3面に、必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cの□にレ印をいれた場合は、軽微変更該当証明書及びその申請に用いた図書を添付してください。	受付欄

第16号様式の10(B)

（第2面）

［A　省エネ性能が向上する変更］

・変更内容
□建築物高さ又は外周長の減少 □外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 □空気調和設備等の効率的利用の向上又は損失の低下となる変更(制御方法等の変更を含む。) □エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 □その他(　　)
・上記変更内容についての具体的な変更内容
・添付図書等
(注意) 該当する変更内容の全ての□にレ印を入れてください。 レ印を入れた項目については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第16号様式の10(C)
（第3面）

［B　一定範囲内の省エネ性能が減少する変更］

・変更前のBEI＝(　　)＜0.9		
・変更となる設備の概要		
□	空気調和設備 変更内容記入欄	
□	機械換気設備 変更内容記入欄	
□	照明設備 変更内容記入欄	
□	給湯設備 変更内容記入欄	
□	太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等		
□平面図　□立面図　□断面図　□仕様書　□機器表　□仕様シート □その他(　　)		

（注意）
該当する変更内容の全ての□にレ印を入れてください。
レ印を入れた項目については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第16号様式の10(D)

(第3面)別紙

[空気調和設備関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
イ　外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
・外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認
変更内容　　□断熱材種類　□断熱材厚み 変更する方位　□全方位　□一部方位のみ(方位　　) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
・窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
変更内容　　□ガラス種類　□ブラインドの有無 変更する方位　□全方位　□一部方位のみ(方位　　) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
ロ　熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
・平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
・平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%

第16号様式の10(E)

(第3面)別紙

[機械換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合
イ　送風機の電動機出力について10%を超えない増加
室用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
室用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
ロ　計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)
室用途(　駐車場　) 変更前・変更後の床面積 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
室用途(　厨房　) 変更前・変更後の床面積 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%

第16号様式の10(F)

(第3面)別紙

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合
単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
室用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
室用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
室用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%

第16号様式の10(G)

(第3面)別紙

［給湯設備関係］

評価の対象となる湯の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合
給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
湯の使用用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
湯の使用用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
湯の使用用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%
湯の使用用途(　　) 変更内容　　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前(　　)　変更後(　　)　増加率(　　)%

第16号様式の10(H)

(第3面)別紙

［太陽光発電関係］

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合
イ　太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前　システム容量の合計値(　　) 変更後　システム容量の合計値(　　) 変更前・変更後のシステム容量減少率(　　)%
ロ　パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号(　　) パネル方位角　□30度を超えない変更(　　)度変更 パネル方位角　□10度を超えない変更(　　)度変更
パネル番号(　　) パネル方位角　□30度を超えない変更(　　)度変更 パネル方位角　□10度を超えない変更(　　)度変更

第17号様式(第16条)

道路(位置)指定/指定変更/指定取消申請書

建築基準法第42条第　　項の規定による道路(位置)の指定/指定の変更/指定の取消し　を次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

府中市長

申請書　氏　名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(1)	申請者住所		電話　－　－
(2) 代理人	住所		電話　－　－
	氏名		
(3)	道路に係る土地の地名及び地番		
(4)	申請道路	幅員	m
		延長	m
(5)	備考		
※交付欄			

注意　1　(1)欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
　　2　※印のある欄は、記入しないでください。

第18号様式(第16条)

道路(位置)　指定／指定変更／指定取消　申請図

縮尺		
	地籍図	
	付近見取図	
	構造図	

道路に係る土地の地名・地番

幅員　メートル・延長　メートル・自動車回転広場　平方メートル

※ 道路（位置）の指定・指定変更・指定取消台帳			
告示年月日	年　月　日	指定年月日	年　月　日
告示番号	第　　号	番　　号	第　　号

承諾書	この図面のとおり道路(位置)の指定を承諾いたします。 年　月　日 申請者		申請者住所・氏名	
	権利別	住所	氏名	印
備考				
図面作成者住所・氏名				
測量者住所・氏名				

凡例

注意　1　承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。また、承諾の相手方が建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は「管理者」と記入すること。
2　図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
3　備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。
4　申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下第2位)までとすること。
5　付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
6　付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
7　隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
8　※印のある欄は、記入しないこと。

第19号様式(第16条)

水平距離の 指定／指定変更／指定取消 申請書

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の 指定／指定の変更／指定の取消し を次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実に相違ありません。

年　月　日

府中市長

申請者　氏　名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(1) 申請者住所		電話　－　－		
(2) 代理人	住所	電話　－　－		
	氏名			
(3) 指定等申請地		から まで		
(4) 指定等を受ける水平距離	m	(6) 現在の道路幅員	m	
(5) 道路の種別		(7) 道路の延長	m	
※受付欄				

注意　1　(1)欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
　　2　※印のある欄は、記入しないでください。

第20号様式(第16条)

指　　定
水平距離の　指定変更　申請図
指定取消

指定等申請地　　町　丁目
番地より　　番地まで

縮尺		
	地　籍　図	
	付近見取図	
	構　造　図	

指定等を受ける水平距離　　メートル　　道路の延長　　メートル

※	水平距離の指定台帳		
告示年月日	年　月　日	指定年月日	年　月　日
告示番号	第　　号	番　　号	第　　号

関係者承諾欄	この図面のとおり道路境界線とみなす位置の指定を承諾いたします。 年　月　日 申請者		申請者住所・氏名	
	権利別	住所	氏名	印
備考				
図面作成者住所・氏名				
測量者住所・氏名				

凡例

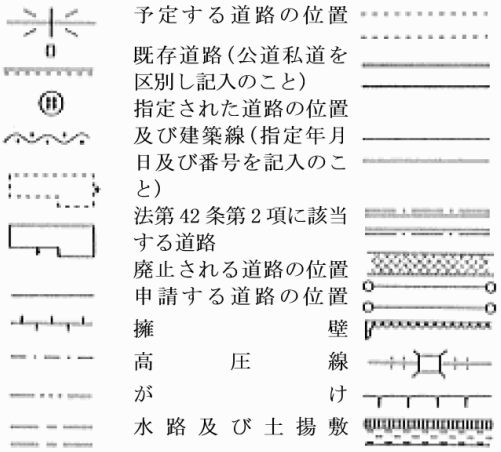

注意　1　関係者とは、道路敷地及びこれに沿接する土地の所有者、使用権者です。
　　2　図面中に地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
　　3　備考欄には申請の理由その他特記すべき事項を記入してください。
　　4　※印のある欄は、記入しないでください。

第21号様式(第17条の2)

第　　号
年　　月　　日

様

府中市長　　印

指　　定
道　路　(位　置　)指定変更　通　知　書
指定取消

指　　定
道路(位置)の指定の変更の申請について、建築基準法第42条第　　項第　　号の規定
指定の取消し
指　　定
により、次のとおり指定の変更をしたので通知します。
指定の取消し

申請年月日	年　　月　　日	
道路に係る土地の地名及び地番		
申請道路	幅員	
	延長	

第22号様式(第17条の2)

第　　号
年　　月　　日

様

府中市長　　印

指　　定
水　平　距　離　の　指定変更　通　知　書
指定取消

指　　定
水平距離の　指定の変更　の申請については、建築基準法第42条第3項の規定により、
指定の取消し
指　　定
次のとおり　指定の変更　をしたので通知します。
指定の取消し

申請年月日	年　　月　　日	
指定等申請地		
指定等の概要	指定等を受ける水平距離	
	道路の種別	
	現在の道路の種別	
	現在の道路幅員	
	道路の延長	

第22号様式の2(第17条の3)

私道 変更/廃止 届出書

建築基準法第42条第1項第3号の規定による道路の 変更/廃止 を次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

府中市長

届出者　氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(1)	届出者住所	電話　　－　　－
(2) 代理人	住所	電話　　－　　－
	氏名	
(3)	道路の地名及び地番	
(4) 届出道路	幅員	m
	延長	m
(5)	備考	

注意　(1)欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。

第23号様式(第25条、第27条)

建　築　協　定　認　可　申　請　書

次のとおり建築協定を締結したいので、建築基準法第　　条第　　項の規定により、関係図書を添えて、申請します。

年　　月　　日

府中市長

申請者　住　所
氏　名
電　話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築協定の概要	(1) 建築協定の名称				
	(2) 区域の地名・地番				
	(3) 建築物に関する協定事項	建物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準			
	(4) 有効期間				
	(5) 違反があつた場合の措置				
(6) 協定区域の面積		㎡	(7) 協定区域隣接地の面積		㎡
(8) 協定区域隣接地の地名・地番					
(9) 用途地域			(11) 用途・防火以外の地域・地区・区域		
(10) 防火地域		防火・準防火・指定なし	(12) 敷地面積との比		%／　%
(13) 土地所有者等の人数		土地の所有者(うち共有者)	建築物の所有を目的とする地上権者(うち共同地上権者)	賃貸権者(うち共同貸借権者)	法第77条の規定による建築物の借主	合計
		人(　　)	人(　　)	人(　　)	人	人(　　)
(14)※備考					
※受付欄					

注意　1　記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
2　(2)及び(8)欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名・地番を記入してください。
3　(3)及び(10)欄は、該当するものを○で囲んでください。
4　(7)及び(8)欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入してください。
5　※印のある欄は、記入しないでください。

第24号様式(第26条、第27条)

建築協定 変更/廃止 認可申請書

年　月　日第　　号認可の建築協定を次のとおり変更/廃止したいので、建築基準法第74/76条第1項の規定により、関係図書を添えて、申請します。

年　月　日

府中市長

申請者　住　所
氏　名
電　話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築協定の概要	(1) 建築協定の名称					
	(2) 区域の地名・地番					
	(3) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準				
	(4) 有効期間					
	(5) 違反があつた場合の措置					
(6) 協定区域の面積		㎡	(7) 協定区域隣接地の面積			㎡
(8) 協定区域隣接地の地名・地番						
(9) 用途地域			(11) 用途・防火以外の地域・地区・区域			
(10) 防火地域		防火・準防火・指定なし	(12) 敷地面積との比		％／　％	
(13) 土地所有者等の人数		土地の所有者(うち共有者)	建築物の所有を目的とする地上権者(うち共同地上権者)	賃貸権者(うち共同貸借権者)	法第77条の規定による建築物の借主	合計
		人(　)	人(　)	人(　)	人	人(　)
(14) 協定の廃止に合意する土地の所有者等の人数		土地の所有者(うち共有者)	建築物の所有を目的とする地上権者(うち共同地上権者)	賃貸権者(うち共同貸借権者)	法第77条の規定による建築物の借主	合計
		人(　)	人(　)	人(　)	人	人(　)
(15) 協定の廃止に合意する土地の所有者等の割合		％				
(16)※備考						
※受付欄						

注意　1　記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
2　(2)及び(8)欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名・地番を記入してください。
3　(3)及び(10)欄は、該当するものを○で囲んでください。
4　(7)及び(8)欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入してください。
5　(14)及び(15)欄は、協定を廃止する場合のみ記入してください。
6　※印のある欄は、記入しないでください。

第25号様式(第28条)

建築協定 変更 廃止 認可第　　号
年　　月　　日

様

府中市長　　印

建 築 協 定 認 可 通 知 書

建築協定の許可の申請については、次のとおり建築基準法第　　条第　　項の規定により認可したので通知します。

申請年月日	年　　月　　日
建築協定の名称	
区域の地名・地番	
建築物に関する協定事項	
有効期間	
違反があつた場合の措置	

1　この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第26号様式(第28条)

建築協定 変更 廃止 認可第　　号

年　　月　　日

様

府中市長　　印

建　築　協　定　変更 廃止　認　可　通　知　書

建築協定の 変更 廃止 の認可申請については、次のとおり建築基準法第　　条第　　項の規定により認可したので通知します。

申　請　年　月　日	年　　月　　日
建築協定の名称	
区域の地名・地番	
建築物に関する協定事項	
有　効　期　間	
違反があつた場合の措置	

1　この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式(第29条)

一人建築協定が効力を有することとなつた旨の届

次のとおり建築基準法第76条の3項5項の規定により効力を有することとなつたので、府中市建築基準法施行細則第29条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年　　月　　日

府中市長

届出者　氏　名
住　所
電　話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(1)　建築協定の名称	
(2)　認可年月日・番号	年　月　日　第　　号
(3)　効力を有することとなつた年月日	年　月　日
地名・地番	所有者等の住所・氏名

※受付欄	

注意　1　記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
2　地名地番の欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地のものを記入してください。
3　※印のある欄は、記入しないでください。

第28号様式(第30条)

借　地　権　消　滅　等　届

次のとおり　借　地　権　が　消　滅　し　ま　し　た / 換地計画で換地及び土地の共有持分が定められませんでした　ので、

建築基準法第74条の2第3項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年　　月　　日

府中市長

届出者　氏　名
住　所
電　話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(1)　建築協定の名称	
(2)　認可年月日・番号	年　　月　　日　　第　　号
(3)　借地権消滅 / 換地処分 年月日	年　　月　　日
(4)　土地の地名・地番	
(5)　所有者の住所及び氏名	電話　　－　　－
※受付欄	

注意　1　(4)欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記入してください。
2　(5)欄は、借地権が消滅したときに届け出る場合のみ記入してください。
3　※印のある欄は、記入しないでください。

第29号様式(第31条)

建　築　協　定　加　入　届

年　　月　　日第　　号認可の次の建築指定に加わりたいので、建築基準法第75条の21第2項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年　　月　　日

府中市長

届出者(土地が共有のときは代表者)
住　所
氏　名
電　話　　－　　－
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(1)　建築協定の名称					
(2)　土地の地名・地番					
(3)　協定区域隣接地の面積	㎡				
(4)　用途地域		(6)　用途・防火以外の地域・地区・区域			
(5)　防火地域	防火・準防火・指定なし	(7)　敷地面積との比	％／　％		
(8)　土地所有者等の人数	土地の所有者(うち共有者)	建築物の所有を目的とする地上権者(うち共同地上権者)	賃貸権者(うち共同貸借権者)	法第77条の規定による建築物の借主	合計
	人(　　)	人(　　)	人(　　)	人	人(　　)
※受付欄					

注意　1　(2)欄は、仮換地として指定された場合、仮換地の地名地番を記入してください。

2　(3)から(8)欄は、建築基準法第75条の2第2項に基づき届け出る場合のみ記入してください。

3　※印のある欄は、記入しないでください。

第30号様式(第34条)

<table>
<tr><td colspan="6">建築(築造)計画概要書等閲覧申込票</td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">閲覧者</td><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>閲覧目的</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>建築主等の住所及び氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>規模</td><td>地上　　階
地下　　階
述べ面積　　㎡</td><td>構造</td><td colspan="2">木造・鉄骨造
鉄筋コンクリート造
その他</td></tr>
<tr><td>主要用途</td><td></td><td>工事の種別</td><td colspan="2">新築・増築・改築</td></tr>
<tr><td>確認済証交付者又は認定通知者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>確認又は認定</td><td colspan="4">年　　月　　日　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="6">備考</td></tr>
</table>

第31号様式(第34条)

定期報告概要書閲覧申込票

閲覧年月日			年　月　日
閲覧者	住所		
	氏名		
閲覧目的			
報告対象建築物	所在地		
	名称		
	用途		
	規模	階数	地上　階　地下　階
		延べ面積	㎡
閲覧申込部分	報告種別		特定建築物　防火設備　建築設備　昇降機等
	報告年度		
	報告受付年月日		年　月　日
備考			

第１号様式(第３条)

(平27規則46・全改、令４規則37・一部改正)

第２号様式(第４条)

(平27規則46・全改、令４規則37・一部改正)

第３号様式(第４条)

(令４規則37・全改)

第４号様式(第４条)

(令４規則37・全改)

第５号様式(第５条)

(平27規則46・全改、令４規則37・一部改正)

第６号様式(第６条、第14条)

(平12規則43・全改、令４規則37・一部改正)

第７号様式(第８条)

(平15規則９・全改)

第７号様式の２(第８条)

(平15規則９・追加)

第８号様式(第10条)

(令３規則２・全改、令４規則37・一部改正)

第８号様式の２(第10条)

(平28規則47・全改、令４規則37・一部改正)

第８号様式の３(第10条)

(平28規則47・全改、令４規則37・一部改正)

第９号様式及び第１０号様式　削除

(平20規則44)

第１１号様式(第12条)

(平28規則47・全改、令４規則37・一部改正)

第１１号様式の２(第12条)

(平28規則47・全改、令４規則37・一部改正)

第１１号様式の３(第12条)

(平28規則47・全改、令４規則37・一部改正)

第１２号様式(第13条)

（令４規則37・全改）

第１２号様式の２（第13条の２）

（平20規則44・全改）

第１２号様式の３（第13条の２）

（令４規則37・全改）

第１３号様式(表)（第14条）

（令５規則48・全改）

第１３号様式(裏)

（令５規則48・全改）

第１４号様式(第14条)

（平28規則66・全改）

第１５号様式(表)（第15条）

（令５規則48・全改）

第１５号様式(裏)

（令５規則48・全改）

第１６号様式(第15条)

（平28規則66・全改、平30規則50・一部改正）

第１６号様式の２（第15条の３）

（令４規則37・全改）

第１６号様式の３（第15条の３）

（令４規則37・全改）

第１６号様式の４（第15条の３）

（令４規則37・全改）

第１６号様式の５（第15条の３）

（令４規則37・全改）

第１６号様式の６（第15条の３）

（令４規則37・全改）

第１６号様式の７（第15条の３）

（令４規則37・全改）

第１６号様式の８(A)（第15条の３）

（平29規則34・追加）

第１６号様式の８(B)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の８(C)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の８(D)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の８(E)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の９(A)(第15条の３)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の９(B)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の９(C)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の９(D)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(A)(第15条の３)

(平29規則34・追加、令４規則37・一部改正)

第１６号様式の１０(B)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(C)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(D)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(E)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(F)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(G)

(平29規則34・追加)

第１６号様式の１０(H)

（平29規則34・追加）

第１７号様式(第16条)

（平12規則43・全改、平22規則42・令４規則37・一部改正）

第１８号様式(第16条)

（令元規則28・全改、令４規則37・一部改正）

第１９号様式(第16条)

（平11規則23・平12規則43・平22規則42・令４規則37・一部改正）

第２０号様式(第16条)

（平22規則42・令４規則37・一部改正）

第２１号様式(第17条の２)

（平28規則66・全改）

第２２号様式(第17条の２)

（平28規則66・全改）

第２２号様式の２(第17条の３)

（平22規則42・追加、令４規則37・一部改正）

第２３号様式(第25条、第27条)

（平11規則23・全改、平12規則43・令４規則37・一部改正）

第２４号様式(第26条、第27条)

（平11規則23・全改、平12規則43・令４規則37・一部改正）

第２５号様式(第28条)

（平28規則66・全改）

第２６号様式(第28条)

（平28規則66・全改）

第２７号様式(第29条)

（平11規則23・全改、平12規則43・令４規則37・一部改正）

第２８号様式(第30条)

（平11規則23・全改、平12規則43・令４規則37・一部改正）

第２９号様式(第31条)

（平11規則23・全改、平12規則43・令４規則37・一部改正）

第３０号様式(第34条)

（平11規則23・平19規則12・一部改正）

第３１号様式(第34条)

(平28規則47・全改)